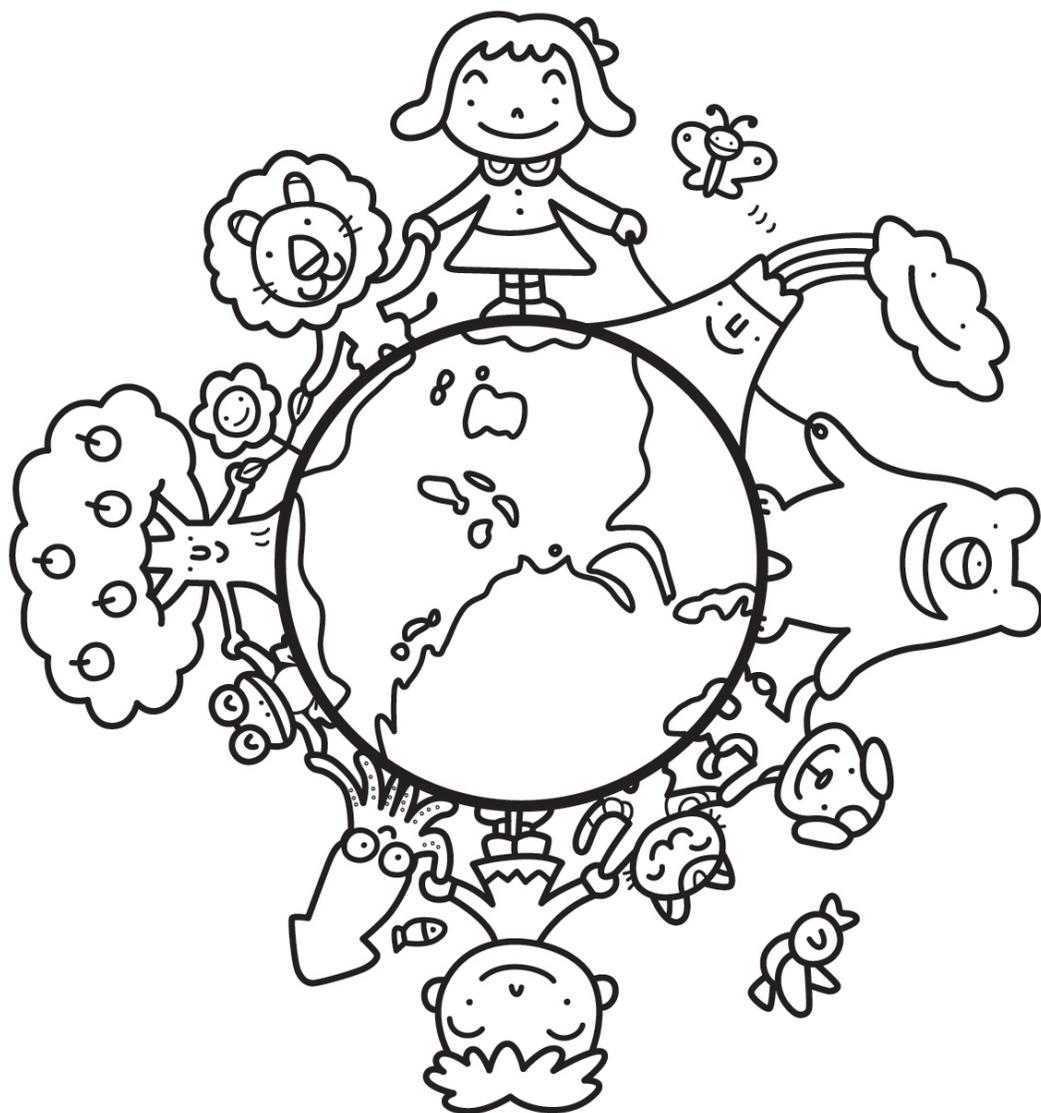


令和8年度 暮らしのガイドブック



野洲市

☎ 520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1
代表 ☎ 077-587-1121 ・ FAX 077-587-4033

目次

1. 市役所の組織及び業務案内	2
2. 届出・証明など	6
3. 税金	16
4. 年金	18
5. 国民健康保険	19
6. 後期高齢者医療制度	22
7. 子育て	24
8. 教育	29
9. 文化・スポーツ	32
10. 健康	35
11. 福祉と介護	39
12. くらし	48
13. 各種相談	54
14. 住民参加	57
15. 各種オンライン申請など	60

！！ご注意ください！！

当冊子でご案内している内容や手続きに変更が生じる場合があります。
最新情報は、市ホームページまたは各担当課にお問い合わせください。

1 市役所の組織及び業務案内

◎野洲市役所 〒520-2395 野洲市小篠原2100番地1 代表☎587-1121・FAX587-4033

○野洲市北部合同庁舎・中主防災コミュニティセンター

〒520-2492 野洲市西河原2400番地

☆その他の施設

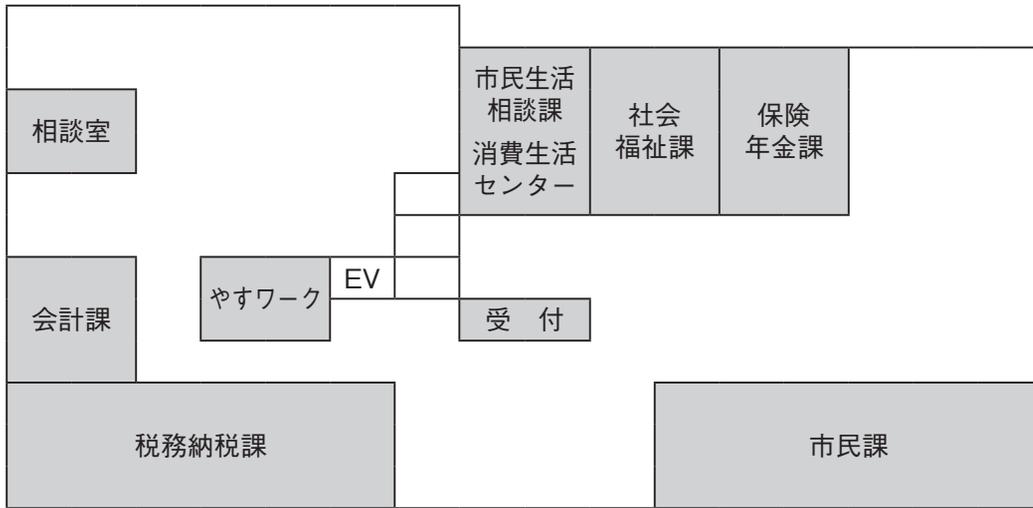
(野洲市の市外局番は「077」です。)

		所在	電話番号	業務内容
議会事務局		◎	587-6034	議会の運営、請願・陳情の処理
監査委員事務局		◎	587-6110	一般・特別監査、出納検査、決算審査
農業委員会事務局		◎	587-6007	農業振興、農業委員会、農業者年金、農地の利用調整
会計課		◎	587-6042	市公金の出納、市会計の歳入歳出管理
上下水道事業所		○	589-6432	量水器の検針、施設の維持管理、公共下水道の整備・管理、 上下水道料金の賦課及び徴収
上下水道課			589-6433	
市立野洲病院		☆	587-1332	市民の健康保持に必要な医療提供
部	課	所在	電話番号	業務内容
政策調整部	総合調整課	◎	587-6039	総合計画、市経営の改革、広域行政、統計調査、行財政改革に関すること
	やす未来創造課	◎	587-7001	野洲駅南口周辺整備事業に関すること、さざなみホールの利活用に関すること
	財政課	◎	587-6069	予算編成及び執行管理、財政計画
	広報秘書課	◎	587-6036	市のブランド力向上、マーケティング活動、広報広聴、秘書
総務部	総務課	◎	587-6038	議会及び議案連絡調整、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、情報公開、例規編さん、入札・契約、庁舎管理
	人事課	◎	587-6088	職員の人事・研修・福利厚生、組織に関すること
	税務納税課	◎	587-6040	個人・法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の賦課、市税の徴収・督促、税諸証明発行、市の債権管理
	人権施策推進課	☆	587-6041	人権施策、人権教育、人権擁護委員に関すること、男女共同参画の総合調整、平和に関すること
	人権センター	☆	587-4533	人権教育、人権啓発、人権相談、人権センターの施設管理・運営
	市民交流センター	☆	589-5000	地域交流促進に関すること、地域住民の就労支援・相談
	デジタル活用推進課	◎	非公開	DXの推進、基幹系業務・内部情報の運用・管理など
市民部	市民課	◎	587-6086	戸籍、住民基本台帳、マイナンバーカード（申請・交付・更新）、特別永住許可、印鑑登録、埋火葬にかかる申請書の受付及び許可証の作成交付、自動車臨時運行許可、住居表示、上下水道事務にかかる届出など（事業者からの届出を除く）
	自治防災課	◎	587-6043	自治会活動、協働の促進、危機管理、地域防災計画、消防防災、防犯・交通安全対策
	市民協働室	☆	518-0556	市民活動団体の活性化に関すること
	地域安全センター	☆	587-5963	防犯に関する指導、啓発、連絡、相談、地域の安全に関する情報提供
	文化スポーツ振興課	◎	516-4568	文化・芸術の振興、スポーツの振興に関すること
	野洲文化ホール	☆	587-1950	文化施設の管理・運営
	総合体育館	☆	587-3477	総合体育館の管理、施設利用、スポーツ教室
	中主B&G海洋センター	☆	589-5100	中主B&G海洋センター・市民グラウンドの管理、施設利用、スポーツ教室
	市民グラウンド			
健康スポーツセンター	☆	596-5964	健康スポーツセンターの管理、施設利用、スタジオレッスン・スクール	

部	課	所在	電話番号	業務内容
健康福祉部	社会福祉課	◎	587 - 6024	地域福祉、生活保護、災害時の避難支援、戦傷病者の援護、民生委員・児童委員に関する事
	市民生活相談課 消費生活センター	◎	587 - 6063	市民相談、消費生活相談、生活困窮相談、就労相談、弁護士及び司法書士による法律相談、税理士・行政書士・社労士による各種相談、行政相談等の総合相談
	障がい福祉課	◎	587 - 6087	障がい福祉サービス、更生医療等、特別障害者手当等、身体障害者手帳・療育手帳に関する事
	地域生活支援室 (障がい者虐待防止センター)	◎	587 - 6169	障がい者(児)に係る相談支援、障がい者虐待の通報等の受理、虐待の防止に関する事
	発達支援センター	☆	587 - 0033	乳幼児期から成人期までの発達状況に応じた適切な自立と社会参加のための相談・支援、療育教室、ことばの教室
	介護保険課	◎	587 - 6074	介護保険に関する事
	高齢福祉課	☆	588 - 2337	高齢者生活支援、高齢者生きがい対策
	野州市地域包括支援センター	☆	588 - 2337	介護予防事業、高齢者の総合相談、権利擁護に関する事、認知症対策事業
	中主地域包括支援センター	☆	514 - 7272	
	保険年金課	◎	587 - 6081	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、福祉医療
	健康推進課	☆	588 - 1788	こころとからだの健康相談、母子保健、予防接種、健康づくり、各種がん検診等の成人保健
地域医療政策課	◎	587 - 6141	地域医療政策に関する事	
こども家庭局	子育て家庭支援課	◎	587 - 6884	児童手当、児童扶養手当、母子・父子自立支援
	家庭児童相談室	◎	587 - 6140	児童虐待、DV、家庭児童相談
	こども課	◎	587 - 6052	保育所、幼稚園、学童保育所に関する事
	子育て支援センター	☆	518 - 0830	子育て支援・相談全般に関する事
都市建設部	都市政策課	◎	587 - 6324	都市計画決定、都市計画道路、駅前整備、土地区画整理事業、公園・緑地管理、景観・屋外広告物、公共交通
	建築住宅課	◎	587 - 6322	市営住宅、住宅施策、開発許可申請、空家の適正管理、公共施設の営繕
	道路河川課	◎	587 - 6323	道路・橋梁の新設改良、河川砂防、交通安全施設整備
	MIZBEステーション整備室	◎	516 - 4630	高専建設予定地隣接地での河川防災ステーション整備の推進
	土木管理課	◎	587 - 7020	市道認定、官民境界確定、道路の維持・管理
	国県事業推進室	◎	587 - 6068	国道・県道の整備促進、国県所管河川の改修促進
環境経済部	環境課	◎	587 - 6003	公害防止、自然保護、ごみ収集、狂犬病予防、畜犬登録、さくら墓園、エコライフの普及、し尿、浄化槽設置
	野洲クリーンセンター	☆	588 - 0568	一般廃棄物処理に関する事、搬入廃棄物の検査及び指導
	蓮池の里第二処分場	☆	589 - 2117	土砂・瓦礫等(一般廃棄物)の廃棄物の処理に関する事、蓮池の里多目的公園に関する事
	農林水産課	◎	587 - 6004	農・林業及び水産業の振興、漁港管理、土地改良事業、農業農村整備事業
	地域経済振興課	◎	587 - 6008	雇用対策、就労支援に関する事、商業及び工業の振興、観光、ふるさと納税
	企業連携戦略室	◎	516 - 4588	企業との連携や誘致促進に関する事
教育委員会	学務課	☆	587 - 6017	教育委員会の会議・運営、事務局の庶務、教育施設の修繕、学校の転出入、学習指導等教育関係全般、学校給食、学校保健・安全、人権・同和教育
	生涯学習課	☆	587 - 6053	生涯学習、青少年の健全育成、コミュニティ・スクール(学校運営協議会)
	文化財保護課	○	589 - 6436	文化財の保護活用、史跡の保存・管理及び活用、埋蔵文化財の調査・保護
	ふれあい教育相談センター	☆	587 - 6925	こころの教育相談、教育支援ルーム、訪問型教育支援
	学校給食センター	☆	589 - 1011	学校給食の調理に関する事、食育の推進に関する事
	教育研究所	☆	587 - 6028	教職員の研修講座、教育研究活動、教育情報や資料の収集、教育指導相談
	図書館	☆	586 - 0218	図書・雑誌等の貸し出し、各種資料の調査・相談
	歴史民俗博物館	☆	587 - 4410	文化財・歴史・民俗に関する資料の展示、収集、整理、保存及び目録の整備

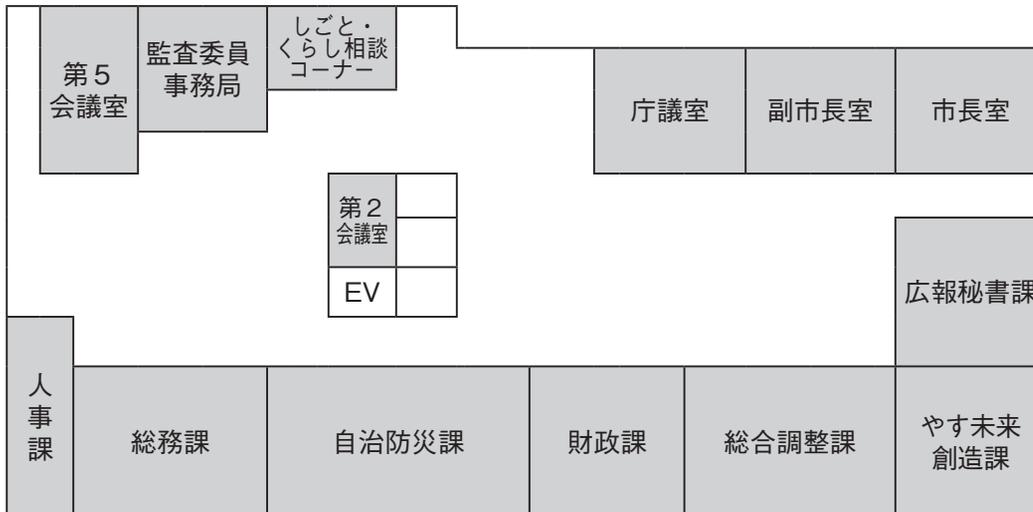
本館案内図

1 F

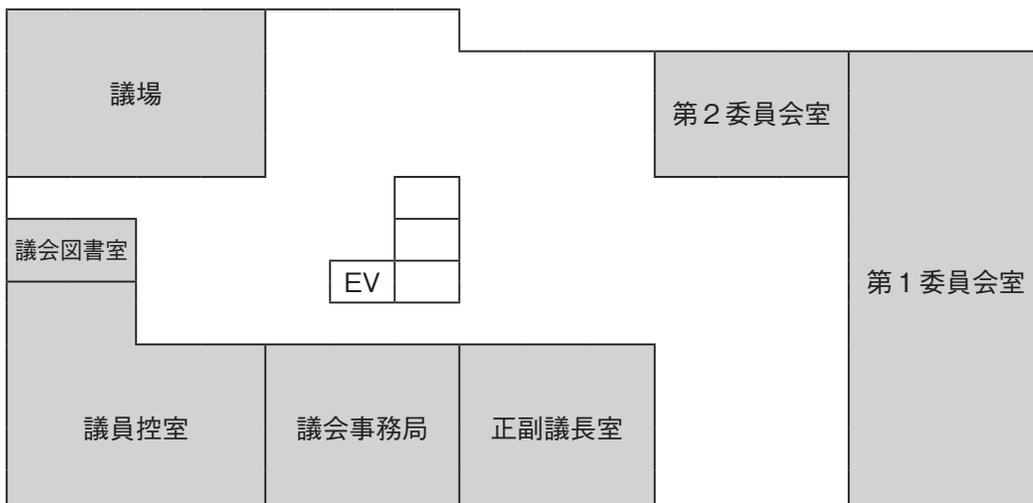


▲
正面玄関

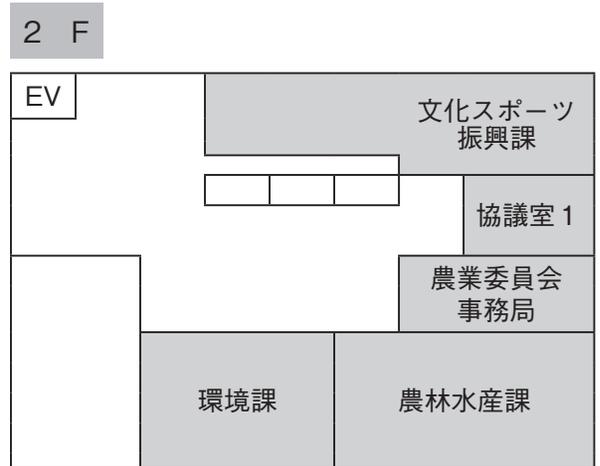
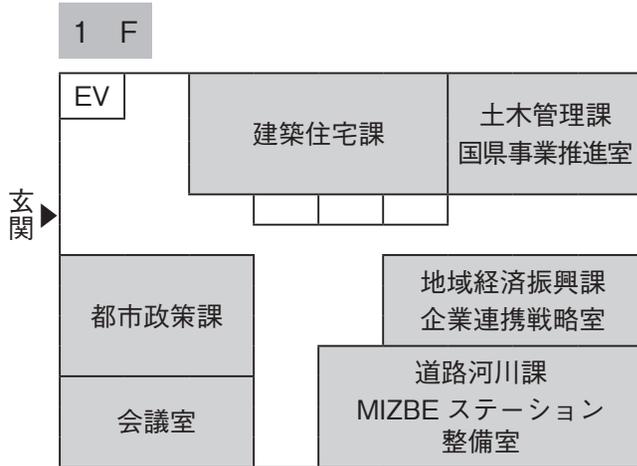
2 F



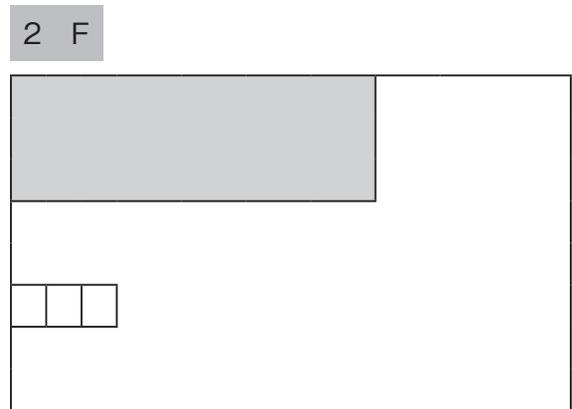
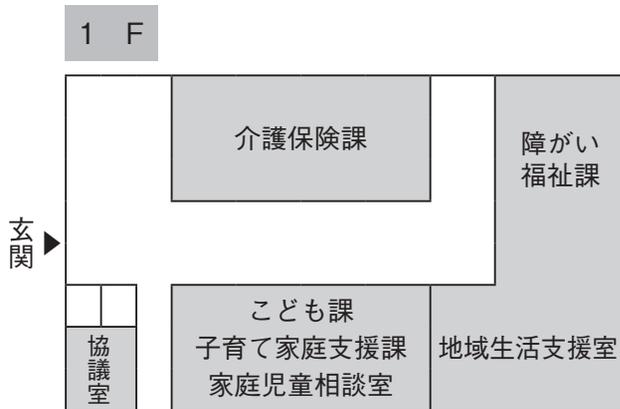
3 F



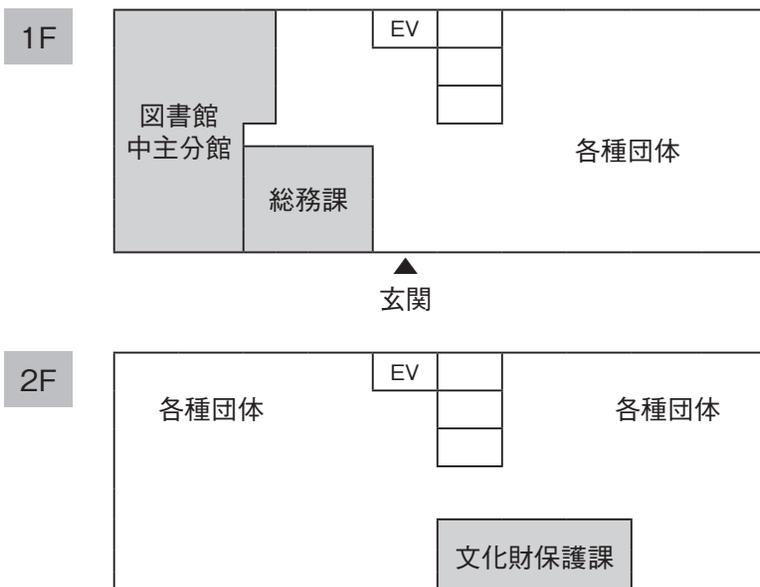
別館案内図



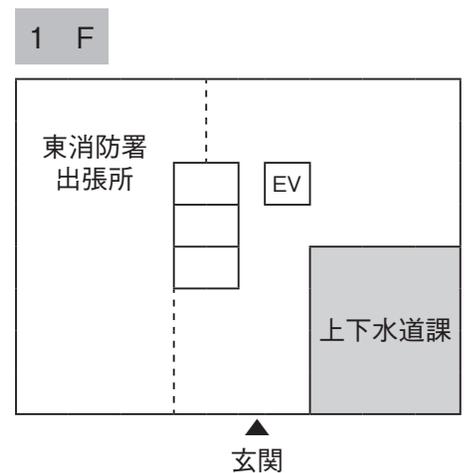
西別館案内図



北部合同庁舎案内図



中主防災コミセン案内図



※各所属の電話番号および場所は変更される場合があります。

2 届出・証明など

【問い合わせ】

市民課

☎ 587 - 6086

FAX 586 - 3677

【受付時間】

■戸籍

出生届・婚姻届・死亡届等の受領や埋火葬許可証の交付は、本館にて土曜・日曜日、祝日を含む24時間、いつでも受付しています。

■住民登録・印鑑登録・各種証明・マイナンバーカードの手続き

月曜～金曜日（祝日及び年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分

戸籍の届出

戸籍は、人の出生や死亡、養子や夫婦などの親族関係を登録し、証明する制度です。この戸籍の所在を地番、または街区符号で表したものを「本籍」といいます。戸籍関係の主な届出は、次の表のとおりです。

届出の種類	届出の期間	届出先	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含めて14日以内（国外で出生した時は3カ月以内）	子どもの本籍地か出生地または届出人の所在地の市区町村	父または母	・出生届書（出生証明書） ・母子健康手帳（後日でも可）
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡した時は3カ月以内）	死亡者の本籍地か死亡地または届出人の所在地の市区町村	同居の親族 その他の親族など	・死亡届書（死亡診断書または死体検案書） ※埋火葬許可証の発行には、火葬場の事前予約が必要
婚姻届	届出のあった日から効力が生じます	夫か妻の本籍地または所在地の市区町村	夫と妻 （届出書には成年者の証人2人の署名が必要）	・婚姻届書
離婚届	<p>●協議離婚 届出のあった日から効力が生じます</p> <p>●裁判離婚 裁判確定の日を含めて10日以内</p>	夫婦の本籍地または夫か妻の所在地の市区町村	<p>夫と妻 （届出書には成年者の証人2人の署名が必要）</p> <p>訴えの提起者 （期間内に届出をしないときは相手方も届出可能）</p>	<p>・離婚届書</p> <p>・裁判離婚は、調停調書・審判書・和解調書・認諾調書の謄本または判決書の謄本と確定証明書も必要</p>
離婚の際に称していた氏を称する届（法77条の2の届）	離婚または婚姻取消の日から3カ月以内	届出人の本籍地または所在地の市区町村	離婚または婚姻の取消しによって復氏する者	<p>・法77条の2の届書</p> <p>※離婚届と同時に提出することも可</p>
転籍届	届出のあった日から効力が生じます	届出人の現本籍地か新本籍地または所在地の市区町村	戸籍の筆頭者とその配偶者	・転籍届書

※なりすましによる届出の防止のため、認知、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁の5つの届出については、公的機関が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証など）により本人確認をさせていただきます。

※氏名が変更になったときは、住所地の市区町村で、「マイナンバー（個人番号）カード（交付を受けている人）」の記載事項変更手続きが必要です。

住民登録

住民登録は、住所や家族構成を記録・証明することにより、選挙人名簿への登録、就学、国民健康保険、国民年金などの各種行政サービスの基礎となるものです。手続きは下表のとおりです。

届出の種類	届出期間	届出する人	届出に必要なもの
転入届 (他の市町村から引越したとき)	住み始めた日から14日以内	本人 新世帯主 新世帯員 (上記の届出人が来られない場合、委任状を持参した代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書(注) ・マイナンバー(個人番号)カード(交付を受けている人) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人) ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・世帯主の同意書(親族以外の人と同居する場合)
転入届 (外国から引越したとき)	住み始めた日から14日以内	本人 新世帯主 新世帯員 (上記の届出人が来られない場合、委任状を持参した代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本及び戸籍の附票(日本国籍の人) ※野州市に本籍がある人は不要です ・異動者全員分のパスポート ※入国時に自動化ゲートを利用する際は、自動化ゲート通過時に担当官に入国スタンプを押印していただくか、入国時の航空券の半券など入国日が確認できるものをお持ちください ・マイナンバー(個人番号)カード(国外継続利用を行っている人) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人) ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・世帯主の同意書(親族以外の人と同居する場合)
転出届 (野州市から市外へ引越するとき)	転出予定日のおおよそ14日前から転出後14日以内 ※1年以上出国されるときも必要	本人 世帯主 世帯員 (上記の届出人が来られない場合、委任状を持参した代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(国外転出の人のみ)またはマイナンバー(個人番号)カード(交付を受けている人) ・印鑑登録カード(市民カード)(印鑑登録をしている人) ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書(加入者のみ) ・福祉医療費受給券(受給者のみ) ・介護保険被保険者証(資格者のみ)
転居届 (野州市内で引越したとき)	市内で住所を変更した日から14日以内	本人 新世帯主 新世帯員 (上記の届出人が来られない場合、委任状を持参した代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー(個人番号)カード(交付を受けている人) ・在留カードまたは特別永住者証明書(外国籍の人) ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・世帯主の同意書(親族以外の人と同居する場合) ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書(加入者のみ) ・福祉医療費受給券(受給者のみ)
世帯変更届 (世帯主変更、世帯合併・世帯分離した場合)	変更が生じた日から14日以内	変更のあった本人または変更後の世帯主・同一世帯の親族 (上記の届出人が来られない場合、委任状を持参した代理人)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類(運転免許証、パスポートなど) ・国民健康保険資格確認書(加入者のみ) ・後期高齢者医療資格確認書(加入者のみ)

(注) マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの人が転出届をした場合、住基ネットを通じて転出証明書情報を転入先市区町村へ送信するため、転出証明書は不要となります(ただし通常通り転出届と転入届は届け出る必要があります)。転入届の際には、マイナンバー(個人番号)カードを提示し、暗証番号の入力を経て手続きをしていただきます。

※外国籍の人の住所等に変更があるときは、世帯主との続柄を証する文書が必要になる場合があります。

詳しくは市民課までお問い合わせください。

※住民登録の手続きには印鑑不要ですが、それによって発生するその他の手続きで必要になる場合があります。

通知カードとマイナンバー（個人番号）カード

マイナンバー（個人番号）とは、平成27年10月5日に施行されたマイナンバー（社会保障・税番号）制度において、住民票のある全ての人に、1人に1つ作成された12桁の番号です。

マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税・災害対策の分野で国や市区町村などの複数の機関に存在する個人の情報が「同じ人の情報である」ことを確認するために活用されます。

■通知カード

通知カードとは、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）が記載された紙製のカードです。ご自身のマイナンバー（個人番号）を通知したものであり、「身分証明書」として利用することはできません。

通知カードには、マイナンバー（個人番号）カード申請書がついています。ただし、通知カードが発行されてから氏名や住所等を変更されている場合は改めて申請書を発行しますので、市民課までお問い合わせください。

おもて

うら

通知カード

マイナンバー（個人番号）カード申請書
※通知カードが発行されてから氏名、住所等を変更された場合は、使用できません。

■個人番号通知書

令和2年5月25日以降、出生や国外からの転入などにより新たにマイナンバー（個人番号）が付番された人、マイナンバー（個人番号）を変更された人は、「個人番号通知書」によりマイナンバー（個人番号）が通知されます。簡易書留にて2～3週間程度で届きます。

個人番号通知書には、マイナンバー（個人番号）、氏名、生年月日と、オンライン申請用の二次元コードなどが記載されています。また、マイナンバー（個人番号）カードの交付申請書が同封されています。

個人番号通知書は、ご自身のマイナンバー（個人番号）をお知らせするために送付しているものであり、「マイナンバー（個人番号）を証明する書類」や「身分証明書」として利用することはできません。マイナンバー（個人番号）を証明する書類が必要な場合は、マイナンバー（個人番号）カードを申請いただくか、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票をお取りください。

なお、個人番号通知書の再発行、記載事項変更はできません。

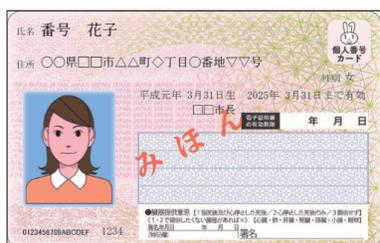
個人番号通知書

■マイナンバー（個人番号）カード

表面に氏名、住所、生年月日、性別、有効期限、本人の顔写真が表示され、裏面に氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）が記載されたプラスチック製のICカードです。以下の場面で使用することができます。

- ・本人確認のための身分証明書として利用
- ・ICチップに搭載された電子証明書を用いたe-Tax（国税電子申告・納税システム）や各種行政手続きのオンライン申請（詳細は60ページ**各種オンライン申請**をご覧ください）
- ・コンビニ交付サービスに参加している全国のコンビニ等で、住民票の写し（除票は除く）・印鑑登録証明書等の取得（詳細は11ページ**コンビニ交付**をご覧ください）
- ・個人番号を証明する書類としての利用
- ・健康保険証としての利用（申し込み要）

なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴等のプライバシー性の高い個人情報には記録されません。したがって、マイナンバー（個人番号）カードから全ての個人情報が漏えいすることはありません。



■マイナンバー（個人番号）カードの特急発行

令和6年12月2日から乳児（1歳未満）、紛失等による再交付、海外からの転入者、追記欄満欄など、特に速やかな交付が必要となる人を対象に、通常^{※1}より早い期間（最短5日）^{※2}でマイナンバーカードの発行を行えるようになりました。

（※1）通常は申請から受取まで1カ月～1カ月半程度要します。

（※2）全国の申請状況や申請内容によっては、1週間以上かかる場合があります。

◎特急発行の対象者

1. 1歳未満の人
2. 国外からの転入者
3. 新たに住民票に記載された中长期在留者等
4. 1～3以外の理由で住民票に新たに記載された人
5. マイナンバーカードを紛失した人
6. マイナンバーまたは住民票コードの変更によりマイナンバーカードが失効した人
7. マイナンバーカードが焼失し、もしくは著しく損傷し、またはマイナンバーカードの機能が損なわれた人
8. マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった人
9. 刑事施設等に収容されていた人

上記の対象者以外の人の特急発行ができませんので、通常発行となります。

なお、5または7の対象者は、特急発行の再発行手数料2,000円が必要となります。

■通知カード、マイナンバー（個人番号）カード

		通知カード	マイナンバー (個人番号) カード
身分証としての利用		不可	可
有効期限		— ※マイナンバー（個人番号）カード受取時に返納	申請日の年齢が 18歳以上…10回目の誕生日 18歳未満…5回目の誕生日 (令和4年4月1日以降)
手数料		※令和2年5月25日以降再発行は終了しました。	発行無料 (再交付 800円)
電子証明書機能	署名用 (注1)	—	標準搭載 (申請時または交付時に機能を付けないことを選択することは可能)
	利用者証明用 (注2)	—	
電子証明書有効期限	署名用	—	5回目の誕生日まで (「署名用電子証明書」は住所を変更した場合や氏名変更等があった場合は失効) ※マイナンバー（個人番号）カードの紛失等に伴う発行には再交付手数料200円がかかります。
	利用者証明用	—	
備考		—	※住所や氏名の変更等があった場合、カードに変更事項を記載して公印を押印します。

注1「署名用電子証明書」とは e-Tax の確定申告やオンライン申請等、文書を伴う電子申請等に利用する電子証明書

注2「利用者用電子証明書」とは、コンビニ交付、マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用する電子証明書

■通知カードを紛失した場合

- ・紛失・盗難にあった場合は、第三者によるなりすまし等の被害を防ぐため、至急、交番または警察署で遺失届出等をし、受理番号を控え、市民課に紛失届出をしてください。
- ・自宅で紛失したなどの場合、遺失届出が受理されないことがあります。その場合は、直接市民課に紛失届出をしてください。

■マイナンバー（個人番号）カードを紛失した場合

- ・紛失・盗難にあった場合は一時停止処理のため、至急、24時間365日対応する「フリーダイヤル ☎ 0120 - 95 - 0178」「個人番号カードコールセンター ☎ 0570 - 783 - 578」のいずれかにご連絡ください。
- ・マイナンバー（個人番号）カードが見つからなかった場合は、交番または警察署で遺失届出等をし、受理番号を控え、市民課に廃止届出をしてください。
- ・自宅で紛失した等の場合、遺失届出が受理されないことがあります。その場合は、直接市民課に紛失届出をしてください。
- ・再交付には、所定の手続き及び手数料（カード代800円と電子証明代200円）が必要です。
- ・マイナンバー（個人番号）カードは地方公共団体情報システム機構での一括対応となるため、市での即時交付はできません。
- ・申請から受け取りまで1カ月～1カ月半程度要します。通常より早い受け取りを希望の場合は、9ページの「マイナンバー（個人番号）カードの特急発行」をご覧ください。

コンビニ交付

「マイナンバー（個人番号）カード」を使って、全国のコンビニエンスストア等で「住民票の写し」や「印鑑登録証明書」「所得証明書」等の証明書が取得できるサービスです。

■利用できる人

野洲市に住民登録している人で、利用者証明用電子証明書の暗証番号数字4桁を登録したマイナンバー（個人番号）カードをお持ちの人。

■ご利用方法

利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバー（個人番号）カードまたはスマホ用電子証明書が搭載されたスマートフォンをマルチコピー機に置いて、メインメニューの「行政サービス」を選び、画面案内に従い、操作してください。

※この際、利用者証明用電子証明書の暗証番号数字4桁を入力していただきます。

■取得できる証明書

※手数料は市役所の窓口より100～150円安くなります。

証明書の種類	手数料 (1通)	取得できる人及び注意事項
住民票の写し 住民票記載事項証明書	200円	カード所有者またはカード所有者と同一世帯の人 ※住民票コードは記載されません。 ※除票の写しは取得できません。 ※マイナンバー（個人番号）は選択により記載することができます。
印鑑登録証明書	200円	カード所有者で、野洲市で印鑑登録をしている人 ※カード所有者本人の証明書のみ取得できます。
戸籍謄本・抄本	350円	野洲市に住所及び本籍がある人でカード所有者またはカード所有者と同一戸籍の人 ※除籍・原戸籍の謄本・抄本及び除籍・原戸籍の附票は取得できません。
戸籍の附票の写し	200円	
所得証明書	200円	カード所有者で、申告などができている人（現年度分のみ） ※過去の年度の証明書やカード所有者以外の証明書は交付できません。
市民税 課税・非課税証明書	200円	

■各証明書に関するご注意

〈住民票の写し〉

以下の証明書は市民課で申請してください。

- ・住民票コードの記載のある証明書。
- ・転出者や死亡者等の住民票（除票）の写し。
- ・転居による住所履歴の記載のある証明書。
- ・住所情報の保護措置を受けている人の証明書。

〈住民票記載事項証明書〉

本籍地は都道府県までの記載となります。筆頭者は記載されません。

〈戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し〉

戸籍の届出等（出生・死亡・婚姻届など）を行った場合、届出の内容が反映されるまで数日かかります。また、その間は証明書を取得することはできません。

〈所得証明書、市民税課税・非課税証明書〉

コンビニ交付のご利用は、賦課期日である1月1日に野洲市に住民登録があり、申告等をしている人に限ります。

1月1日時点では住民登録があっても、現在は市外に住民登録がある人、被扶養者等で申告等ができていない人はコンビニ等では利用できません。税務納税課で申請してください。

■利用できる主な店舗

野洲市役所内設置のマルチコピー機、全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど
※マルチコピー機（キオスク端末）を設置してある店舗に限ります。

■利用できる時間

午前6時30分～午後11時（保守点検日は除く）
※店舗の営業時間中に限ります。

■利用上のご注意

- ◎コンビニ等で取得する証明書は、1通あたりが複数枚にわたる証明書（例：住民票の写しで2人以上の世帯の場合）は、ステープル機能（ホッチキス留め）がありません。ページ番号が記載されていますので、取り忘れにご注意ください。
- ◎全ての証明書は偽造・改ざん対策を施した特殊な印刷を行っています。窓口で取得する用紙とは色や地文等が異なります。
- ◎暗証番号を連続で3回間違えて入力した場合は、コンビニ交付サービス等の利用ができなくなります。この場合、ご本人が市役所にマイナンバー（個人番号）カードと本人確認資料を持参し、暗証番号の再設定をしていただく必要があります。
- ◎転出届を出した方はコンビニ交付をご利用できません。なお、同一世帯の方で転出届を出した方がいた場合、転出確定または転出予定日を過ぎるまで住民票は取得できません。
- ◎世帯の中で在留期間の満了日を過ぎた方が含まれている場合、証明書が発行できないことがあります。
- ◎コンビニ交付サービスでは、厳重なセキュリティ対策を行っていますが、マイナンバー（個人番号）カードを他人に預けたり、暗証番号を教えたりすると悪用される恐れがあります。また、カードは本人確認書類として使える大変重要なものです。コンビニ交付でのご利用時以外でも、その取り扱いには十分ご注意ください。万が一、カードを紛失した場合は、一時停止をしますので直ちに以下の電話番号（365日24時間対応）に連絡してください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）☎ 0120 - 95 - 0178

個人番号カードコールセンター（有料）☎ 0570 - 783 - 578、☎ 050 - 3818 - 1250

■印鑑登録カード（旧市民カード）について

印鑑登録カードはコンビニでは利用できませんが、市民課で印鑑登録証明書を取得する際に必要です。マイナンバー（個人番号）カードをお持ちでも、印鑑登録カードは決して廃棄しないでください。

■コンビニ等での証明書交付の安全性について

コンビニ等での証明書交付では、

- ・マイナンバー（個人番号）は使用しません。本人確認としてマイナンバー（個人番号）カードに登録された利用者用電子証明書の暗証番号を使用します。
- ・専用のネットワーク回線の利用及び通信内容の暗号化により、個人情報漏えい対策を実施しています。
- ・マルチコピー機（キオスク端末）には、証明書データ及び利用者情報を保持しません。証明書の印刷後に、証明書データは完全消去されます。
- ・マルチコピー機（キオスク端末）の画面や音声により、マイナンバー（個人番号）カードや証明書の取り忘れ防止対策を実施しています。

■問い合わせ

【コンビニ交付、マイナンバー（個人番号）カード及び住民票・印鑑登録証明・戸籍に関する問い合わせ】
市民課☎ 587 - 6086、FAX 586 - 3677

【所得証明書、市民税課税・非課税証明書に関する問い合わせ】
税務納税課☎ 587 - 6040、FAX 587 - 2439

印鑑の登録

印鑑登録証明書は、個人の印鑑が登録されたものであることを公に証明するものです。

■印鑑登録ができる人

野洲市に住民登録をしている人

※ 15歳未満の人は登録できません。

■登録について

申請者が、本人であることを確認できる運転免許証など、官公署が発行する写真付の証明書を提示いただくか、健康保険資格確認書等写真付きでない証明書の提示と市内在住ですでに印鑑登録をしている人が保証人になっていただける場合に、即日登録できます。

保証人による印鑑登録をする場合、印鑑登録申請書の裏面の保証書を記入していただく必要があります。保証人になる人が住所、氏名、性別、生年月日、野洲市で登録している印鑑登録カードの番号を記入し、登録印を鮮明に押してください。

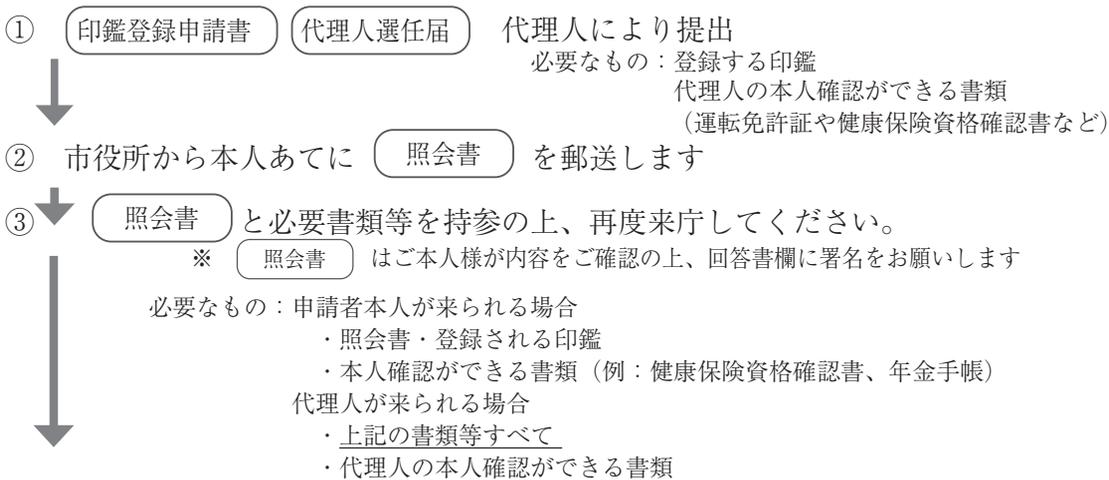
それ以外の場合は、申請が本人によるもの、または本人の意思による登録かどうかを確認するため、登録申請をいただいてから郵送で照会書を送付します（仮登録）。後日、その照会書を窓口を持参いただくと登録（本登録）が完了します。

また、やむをえず、代理人が申請する場合には、代理人選任届（委任状）が必要となり、仮登録となります。

■代理人により印鑑登録をする場合

仕事や病気等で本人が来庁できない場合、代理人により印鑑登録ができます。ただし、**当日の登録や発行はできません。**

※印鑑登録申請書や代理人選任届については市ホームページからダウンロードできます。



④ 印鑑登録カードの交付

代理人により登録する場合、5～6日間かかりますのでご注意ください。

★申請日から30日間を経過しても来庁されない場合は取り消します。

■印鑑登録が完了した場合

印鑑登録カードを交付します（印鑑登録証明書をご請求される人は、市民課に印鑑登録カードを持参ください）。

※印鑑登録カードは印鑑登録をしている証となりますので、マイナンバー（個人番号）カード取得後も廃棄せずお持ちください。

■印鑑登録証明書を発行する場合

必ず印鑑登録カードが必要です。代理人に印鑑登録カードを預けていただき、市民課で発行することも可能です（この場合委任状は必要ありません）。

住民票、戸籍謄本等の発行

■住民票、戸籍謄本が必要なときは、市民課に申請してください。

請求するときは、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード、健康保険資格確認書など）が必要です。印鑑は不要です。代理人が請求するときは、委任状、申請書類、代理人の本人確認書類が必要です。

■広域交付

令和6年3月1日より戸籍の広域交付が始まりました。今までは、野洲市に本籍がある人のみ交付を行っていましたが、他の市区町村の戸籍謄本、除籍謄本、原戸籍謄本の請求が可能になりました。申請できる人は、本人、配偶者、直系尊属（父母、祖父母）、直系卑属（子、孫）です。第三者請求は広域交付の対象外です。

広域交付の請求をする場合は、顔写真つきの官公庁発行の身分証明書（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）が必要です。顔写真のないもの（健康保険の資格確認書、年金手帳等）では、広域交付の請求ができませんので、ご注意ください。

特別永住者証明書 在留カード

■「特別永住者証明書」について

特別永住者の人へ交付される、これまでの外国人登録証明書に代わる証明書です。「特別永住者証明書」への切り替えや、有効期間の更新等の手続きは、**野洲市役所市民課**で行います。

【切り替え（有効期間の更新）の申請時にお持ちいただくもの】

- ・「特別永住者証明書」（または「旧外国人登録証明書（みなし特別永住者証明書）」）
- ・4cm×3cmの写真1枚（16歳未満の人は不要）
- ・パスポート（有効期限内のパスポートをお持ちの人のみ）

【「特別永住者証明書」の有効期間について】

16歳以上の人

更新後7回目の誕生日まで

※有効期間満了日の2カ月前から申請ができます。

16歳未満の人

16歳の誕生日まで

※6カ月前から申請ができます。

■「在留カード」について

適法な在留資格を有し、在留期間が3カ月を超える中長期在留者に対して交付されます。在留カードへの切り替えや在留期間の更新等の手続きは、**大阪出入国在留管理局大津出張所 ☎ 077 - 511 - 4231**で申請してください。

住所登録（変更）の手続きは、**野洲市役所市民課**で行います。

おくやみ

【問い合わせ】

野洲川斎苑
(守山野洲行政事務組合)
☎ 518 - 1755
FAX 518 - 1765

◎火葬について

ご遺体の火葬は、野洲川斎苑（守山市川田町 2230 番地の 3）で、執り行っています。葬儀業者等を通じて、野洲川斎苑へ申し込んでください。

休苑日／1月1日及び施設の管理上必要と認める日

(火葬料金)

区分		単位	使用料
人体	13 歳以上	1 体	22,000 円
	13 歳未満		11,000 円
死胎			5,000 円
改葬遺体			7,000 円
身体の一部または胞衣物		1 件	5,000 円

※収骨は、15 人程度でお願いします。

※副葬品は、原則、花のみでお願いします。

※小動物（ペット）の火葬については、49 ページをご覧ください。

◎葬祭棟の利用について

通夜・告別式を執り行うことができる施設として、野洲川斎苑内に葬祭棟があります。葬儀業者等を通じて、野洲川斎苑へ申し込んでください。

(使用料金)

式場	通夜・告別式に利用	告別式のみ利用
120 人収容	200,000 円	100,000 円
80 人収容	150,000 円	75,000 円

3 税金

【問い合わせ】

税務納税課

☎ 587 - 6040

FAX 587 - 2439

市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。個人市民税は1月1日現在野洲市に住んでいる人に、前年の所得に応じて課税されるものです。納付方法については、給与や公的年金等から天引（特別徴収）と直接納付（普通徴収）があります。

法人市民税は、法人の収益等に応じて、課税されるものです。

個人市民税・普通徴収

納期限	第1期	6月30日
	第2期	8月31日
	第3期	11月2日
	第4期	12月25日

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、1月1日現在で野洲市に土地、家屋または償却資産を所有している人に課税されるものです。

都市計画税は、都市計画事業等に要する費用に充てられる目的税で、1月1日現在で野洲市の市街化区域や市街化調整区域の地区計画区域内に、土地または家屋を所有している人に課税されるものです。

納期限	第1期	6月1日
	第2期	7月31日
	第3期	9月30日
	第4期	11月30日

軽自動車税

4月1日現在で、バイクや軽自動車等を所有している人に課税されるものです。

納期限	全期	6月1日
-----	----	------

税証明と手数料

税の証明が必要な人は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の公的証明書）を持参の上、税務納税課で申請してください。

なお、所得証明書、市民税課税・非課税証明書については、マイナンバー（個人番号）カードを使用してコンビニエンスストアで取得することもできます。詳しくは、11ページ **コンビニ交付** をご覧ください。

税の証明は個人情報になりますので、代理人が申請する場合は、本人が作成した委任状が必要です。

主な証明書	手数料
所得及び納税に関する証明	1件 350円
土地、建物その他物件に関する証明	1件 350円

※コンビニエンスストア等に設置のマルチコピー機で取得する証明の手数料は、1件200円です。

**原動機付自転車
(125cc 以下)
及び小型特殊
自動車の手続き**

◎新規登録、所有者変更、廃車手続き

税務納税課で取り扱います。

※廃車手続き時にナンバープレートを紛失していた場合、弁償金 300 円が必要です。

市税の納付方法

市税の納付方法は、口座振替と納付書による窓口払いの 2 種類です。

◎口座振替での納付

野洲市では、便利で安心な口座振替納付を推進しています。お申し込みは、野洲市内の取扱金融機関窓口、市役所各担当課窓口にて口座振替依頼書（3 枚複写）を設置していますので、必要事項を記入し、口座届出印を 3 枚共に押印のうえ、所有口座の下記口座振替取扱金融機関へ提出してください。(市外でも可)

※口座振替が開始されるまで 2 カ月程度かかりますので、それまでは納付書による納税となります。(納付書は市より郵送)

口座振替取扱金融機関

- ・滋賀銀行
- ・関西みらい銀行
- ・レーク滋賀農業協同組合
- ・滋賀中央信用金庫
- ・近畿労働金庫
- ・三菱 UFJ 銀行
- ・ゆうちょ銀行

※近畿労働金庫、三菱 UFJ 銀行については、野洲市口座振替依頼書の提出はできませんが、依頼書の設置はしてありません。

◎納付書での納付（納付書 1 枚の金額が 30 万円までのもの）

上記取扱金融機関（三菱 UFJ 銀行を除く）、野洲市役所会計課やコンビニエンスストアにて納付いただけます。またキャッシュレス納付でのお支払いも可能です。

キャッシュレス納付対応アプリ

- ・ PayB
- ・ 楽天銀行
- ・ PayPay
- ・ ゆうちょ Pay (令和 8 年 12 月 20 日まで)
- ・ auPay
- ・ d 払い
- ・ 楽天ペイ
- ・ FamiPay
- ・ AEONPay
- ・ J-Coin (令和 8 年 8 月 31 日まで)
- ・ 銀行 Pay (令和 8 年 12 月 20 日まで)

◎税金を納めないと

納期限までに納税されないと、延滞金、督促手数料を納めていただくこととなります。場合によっては、財産の差し押さえなどの滞納処分を行うこともあります。

納税でお困りの人は、納税相談をお受けします。

4 年 金

年金の種類

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 587 - 6081

FAX 586 - 2177

日本国内に住所がある 20 歳～ 60 歳になるまでのすべての人は、国民年金（基礎年金）に加入しなければなりません。

◎国民年金の加入者は、次の 3 種類に分かれています。

区分	加入者	加入の届出先	保険料の納入方法
第 1 号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生、アルバイト、無職、及びその配偶者	保険年金課	日本年金機構から送付される納付書や口座振替等で納めます。
第 2 号被保険者	厚生年金に加入している会社員や公務員	勤務先の事業主	勤務先を通じて納めます。
第 3 号被保険者	厚生年金加入者の扶養家族になっている配偶者	配偶者の勤務先の事業主	配偶者の加入する年金制度全体で負担します。

◎次のような人は、希望により国民年金に加入できます（任意加入被保険者）。

加入者	加入の届出先	保険料の納入方法
海外に居住している 20 歳以上 65 歳未満の人	保険年金課 または年金事務所	日本年金機構から送付される納付書や口座振替等で納めます。
日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人（年金額を満額に近づきたい人）	保険年金課	原則、口座振替による納付となります。
昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、日本国内に住所がある 65 歳以上 70 歳未満の人（受給資格期間を満了したい人）		

◆国民年金保険料

日本年金機構から送付される納付書で納めてください。現金納付のほか、口座振替、クレジットカード納付などがあります。保険料が割引になる前納制度もあります。

◆付加保険料

第 1 号被保険者は、定額保険料に 400 円を上乗せして納めると、将来受け取る年金額が多くなります。

※付加年金額 = 200 円 × 付加保険料納付月数

◎次のような場合は、届出をしてください。

	こんなとき	必要なもの
国民年金に加入しなければならないとき	退職したとき	基礎年金番号もしくはマイナンバー（個人番号）のわかるもの、退職日が確認できる書類
	配偶者の扶養から外れたとき（離婚、死別、収入が増えたとき）や配偶者が退職したとき	基礎年金番号もしくはマイナンバー（個人番号）のわかるもの、被扶養配偶者でなくなった日または配偶者の退職日が確認できる書類
	任意加入したいとき	基礎年金番号もしくはマイナンバー（個人番号）のわかるもの、預金通帳、通帳印
加入の必要がなくなるとき	会社に就職したとき	勤務先での手続きとなります。
その他	保険料を納めるのが困難なとき 《免除・納付猶予制度》	基礎年金番号もしくはマイナンバー（個人番号）のわかるもの、離職者は雇用保険受給資格者証または離職票など、震災・風水害の被災者は、り災証明など
	学生で保険料を納めるのが困難なとき 《学生納付特例制度》	基礎年金番号もしくはマイナンバー（個人番号）のわかるもの、学生証または在学証明書

※いずれの手続きも原則マイナンバー（個人番号）を提出していただきます。

マイナンバーの提供が困難な場合は、引き続き基礎年金番号を用いることができます。また、窓口に来られた人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付きのもの）が必要です。

※マイナンバー（個人番号）を記入していただく場合には、届出者ご本人の本人確認（番号確認・身元確認）が必要となります。

5 国民健康保険

国民健康保険の 加入と届出

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 587 - 6081

FAX 586 - 2177

後期高齢者医療制度に加入している人や、各職場の医療保険（健康保険、共済組合など）に加入している人、または生活保護を受けている人以外は、国民健康保険に加入することになります。

国民健康保険の異動があった場合は、必ず14日以内に届出してください。

◎届出の手続き

《手続きに必要なもの》

はじめるとき	他市町村から転入したとき	転入届出時に国保手続きの申し出をしてください
	退職などで職場の健保を抜けたとき	健保の資格喪失証明書、退職証明書など
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	出生届出時に国保加入の申し出をしてください
やめるとき	他市町村へ転出するとき	資格確認書等の返却 (転出届のとき)
	職場の健保に入るとき、健保の扶養家族になるとき	国保の資格確認書等の返却 他の健康保険に加入したことがわかる書類
	生活保護を受けるとき	保護開始決定通知書、資格確認書等の返却
	死亡されたとき	資格確認書等の返却、葬祭実施者がわかる証明 (領収書や葬儀案内状など) および振込先口座 番号等の控えなど (死亡後の手続きのとき)
その他	住所・世帯主・氏名・続柄などが変わったとき	資格確認書等の返却 (住民届出のとき)
	子どもが修学のため他の市町村に居住するとき	在学証明書
	資格確認書または資格情報のお知らせをなくしたり、汚したりして使えなくなったとき	本人確認できる公的な証明、使えなくなった場合はその資格確認書または資格情報のお知らせ

※いずれの手続きも窓口に来られた人のマイナンバーカードや免許証など本人確認ができるもの及び対象者のマイナンバー（個人番号）が必要です。

※世帯主、本人、同一世帯員以外の方が手続きする場合は、委任状（様式自由）が必要です。

◎限度額適用認定証

入院等により医療費の負担が大きくなった場合、70歳未満の人、及び70～75歳未満で現役並み所得者（課税標準額690万円以上の人を除く）及び住民税非課税世帯の人は、事前に認定証の交付を受けることで、医療機関の窓口で支払う医療費が自己負担限度額までとなります。

※マイナ保険証をお持ちの人は、市での申請手続きは不要です。

◎高額療養費

1カ月（同一月）に、限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、申請によりその超えた額が支給されます。対象者には申請書を送付します。

◎出産育児一時金

国民健康保険加入者が出産した場合、産科医療補償制度加入医院での出産には50万円を、それ以外は48万8千円を支給します。

※医療機関での出産の場合、原則として出産育児一時金を市が直接医療機関に支払いますので、出産費用のうち出産育児一時金を超えた金額のみが医療機関から請求されます。

◎葬祭費

国民健康保険加入者が死亡した場合、葬祭実施者の申請により5万円を支給します。

◎人間ドック・脳ドック健診助成

病気の早期発見・早期治療のため、国民健康保険加入者が受診される人間ドック等の検査費用に助成を行っています。

		住民税課税世帯	住民税非課税世帯
助成率		6割	8割
限度額	人間ドック	24,000円	31,000円
	脳ドック	18,000円	24,000円
	組合わせドック	41,000円	55,000円

※前回助成を受けた年度から2年度以上の合間が必要です。(3年度に1回)

※市税に滞納がある人は助成を受けられません。

※同じ年度内に特定健診と人間ドックの助成の両方は受けられません。

※事前に助成対象となるか保険年金課へご確認ください。

※受診後(2カ月以内)に、領収書、検査結果表、特定健康診査受診券、振込先口座番号の控えを持って申請してください。

◎特定健康診査

40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に5月～2月に特定健康診査を実施します。該当する人には受診券をお送りしますので、医療機関等での受診をお願いします。

※4月2日以降に国民健康保険に加入し対象となる人には、申し出された場合のみ受診券を交付します。

国民健康保険税

【問い合わせ】

税務納税課

☎ 587 - 6040

FAX 587 - 2439

国民健康保険税は、次の方法により世帯単位で計算された税額を、世帯主が納税義務者となり納めます。

【世帯の年間保険税額】

- ①所得割額（所得に応じて計算されます）
- ②均等割額（国民健康保険の加入者数に応じて計算されます）
- ③平等割額（1世帯当たりの定額で計算されます）

国民健康保険は被保険者の皆さんの保険税により運営されていますので、必ず納期限までに納めてください。

期 別	納期限
第 1 期	6 月 30 日
第 2 期	7 月 31 日
第 3 期	8 月 31 日
第 4 期	9 月 30 日
第 5 期	11 月 2 日
第 6 期	11 月 30 日
第 7 期	12 月 25 日
第 8 期	2 月 1 日
第 9 期	3 月 1 日
第 10 期	3 月 31 日

6 後期高齢者医療制度

後期高齢者 医療制度

後期高齢者医療制度は、滋賀県内の全ての市町が加入する滋賀県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営し、保険料の決定などを行っています。市では、各種相談及び申請・届出の受付と保険料の徴収を行っています。

【問い合わせ】

保険年金課

☎ 587 - 6081

FAX 586 - 2177

◎資格確認書等について

年度途中で年齢到達する人には、75歳の誕生日（加入日）までに、資格確認書等を市から郵送します。

資格確認書等が届かないとき、紛失したときは再発行しますので、保険年金課までお問い合わせください。

資格確認書は折りたたみ式カードサイズ、資格情報のお知らせはA4サイズで、被保険者1人につき1枚です。

◎マイナ保険証について

健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（マイナ保険証）で医療機関等へ受診することができます。

◎保険料について

後期高齢者医療保険料は、次の方法により個人単位で計算された額を被保険者本人が納めます。

【年間保険料額】

均等割額 + 所得割額 = 年間保険料

※所得状況により軽減される可能性があります。

◎保険料の納付について

年金額によって納め方は2種類に分かれます。

①年金から納付する人（特別徴収）

年6回（偶数月）の年金から、保険料を納めます。

②納付書で納付する人（普通徴収）

口座振替をしている人は、各納期限に指定された口座から引き落とされます。

※特別徴収者で他市町村から転入してきた場合、手続きに約半年～10カ月程度かかりますので、それまでの間、普通徴収での納付となります。

期 別	納期限
第1期	7月31日
第2期	8月31日
第3期	9月30日
第4期	10月31日
第5期	11月30日
第6期	12月25日
第7期	1月31日
第8期	2月末日
第9期	3月31日

納期限が土曜・日曜日、祝日で金融機関休業日の場合、その翌営業日が納期限になります。

◎給付について

◆医療費の自己負担額が高額になったとき

1カ月（同じ月内）の医療費が自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。申請手続きは初回のみで、その後同様に支給対象となれば、自動的に指定の口座に振り込まれます。

◆入院や高額な外来診療を受けるとき

入院や高額な外来診療を受ける場合、医療機関窓口で限度額区分情報を記載した資格確認書やマイナ保険証を提示すれば、窓口での支払い額の上限が自己負担限度額までとなります。限度額区分情報を記載した資格確認書は、保険年金課へ申請することで交付します。なお、税の修正申告等により額に変更が生じた場合は、交付の対象外となることがあります。

◆医療費などを全額支払ったとき

急病などでやむを得ず資格確認書やマイナ保険証を持たずに医療機関で受診したとき、医師が必要と認めたコルセットなどを作成したときは医師の同意のもと、申請により保険給付対象額が後日支給されます。

◆訪問看護ステーションを利用したとき

在宅診療を受ける必要があると医師が認めた場合に、自己負担分以外が支給されます。

◆被保険者が死亡したとき

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人（喪主）に対し5万円が支給されます。

◆交通事故などにあつたとき

交通事故など、第三者（加害者）の行為による傷病により保険診療を受けた場合は、30日以内に保険年金課へ届出してください。

また、医療機関を受診するときは、必ず第三者行為によるものであることを伝えてください。

◎高齢者健康診査について

被保険者を対象に5月～2月に後期高齢者健康診査を実施します。対象者には受診券をお送りしますので、医療機関等での受診をお願いします。

※入院している人、老人ホーム等に入所している人は健康診査の対象とはなりません。

※5月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した人には、受診券を交付しますので、保険年金課までご連絡ください。

7 子育て

幼稚園

幼稚園は、学校教育法に位置付けられており、社会の変化に自ら対応できる力や心豊かな人間関係を育てることを目指しています。小学校就学前の3歳児から5歳児が対象です。

【問い合わせ】

こども課

☎ 587 - 6052

FAX 586 - 2176

◎申し込み

次年度4月1日入園の募集は、「広報やす」及び市ホームページで案内をします。年度途中の入園希望は、お住まいの小学校区の幼稚園もしくはこども課にお問い合わせください。

【市立】

施設名	定員(人)	所在地	電話・ファクス
中主幼稚園	180	吉地 1120 番地 1	☎ 589 - 2232 FAX 589 - 5941
野洲幼稚園	80	小篠原 2142 番地 25	☎ 587 - 1265 FAX 587 - 2062
祇王幼稚園	80	永原 474 番地	☎ 588 - 2737 FAX 588 - 0689
北野幼稚園	130	市三宅 248 番地	☎ 587 - 5332 FAX 587 - 2130

子育て支援センター

市内在宅乳幼児と保護者が安心して過ごし「遊び」「出会い」「交流」「相談」の場となるように開設しています。市内3カ所の子育て支援センターはどこでも利用できます。

子育て支援センターには常駐のスタッフ（保育士）がいますので、子育てに関することなど気軽にお尋ねください。

最新の情報は、「広報やす」や市ホームページ、各支援センター発行の「おたより」などでご確認ください。

【問い合わせ】

野洲市子育て

支援センター

☎ 518 - 0830

FAX 586 - 3668

**保育所
小規模保育園**

保育所等は、就労等の理由により家庭で保育できない保護者にかわって0歳児から5歳児の子どもの保育を行います。そのうち小規模保育園は、少人数(19人以下)で0歳児から2歳児の子どもの保育を行います。

【問い合わせ】

こども課
☎ 587 - 6052
FAX 586 - 2176

◎申し込み

保育所等のお問い合わせは、こども課へご相談ください。
また、市ホームページに案内を掲載しています。

【私立】

	施設名	定員(人)	所在地	電話番号
保育所	祇王明照保育園	120	永原 674 番地	☎ 587 - 0243
	あやめ保育所	100	小比江 565 番地 1	☎ 589 - 2030
		20	吉地 1218 番地	
		20	小篠原 1091 番地	
	きたの保育園	80	市三宅 242 番地 1	☎ 518 - 1866
	しみんふくし保育の家竹が丘	120	竹ヶ丘 4 番 18 号	☎ 586 - 2431
アイグラン和田ひかり保育園	100	小篠原 1780 番地 7	☎ 558 - 5185	
小規模保育園	TAM ランド 野洲駅前園	19	北野一丁目 13 番 20 号 三甲ビル 1 階	☎ 599 - 1730
	サンライズキッズ 保育園野洲園	19	栄 5 番 5 号	☎ 050 - 5807 - 2406
	しみんふくし保育の家 北野	19	北野一丁目 22 番 17 号	☎ 596 - 3382
	みらいみかみやま 保育園	19	大畑 9 番 9 号	☎ 598 - 5722

認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。幼稚園部は3歳児から5歳児、保育園部は0歳児から5歳児が対象となります。

【問い合わせ】

こども課
☎ 587 - 6052
FAX 586 - 2176

◎申し込み

幼稚園部への入園希望は、お住まいの小学区の認定こども園またはこども課へお問い合わせください。

保育園部への入園希望は、こども課へお問い合わせください。

また、市ホームページに案内を掲載しています。

【市立】

施設名		定員(人)	所在地	電話・ファクス
篠原こども園	幼稚園部	40	大篠原 1414 番地 2	☎ 588 - 4907 FAX 586 - 8252
	保育園部	100		
三上こども園	幼稚園部	30	三上 134 番地	☎ 588 - 2672 FAX 588 - 0532
	保育園部	105		
さくらばさまこども園	幼稚園部	25	小篠原 200 番地	☎ 588 - 0295 FAX 588 - 1257
	保育園部	120		
ゆきはたこども園	幼稚園部	30	行畑一丁目 2 番 25 号	☎ 588 - 3690 FAX 588 - 0802
	保育園部	190		

【私立】

施設名		定員(人)	所在地	電話・ファクス
認定こども園 野洲優愛保育園モンチ	幼稚園部	15	小篠原 2192 番地 2 グラン・ブルー野洲Ⅱ 101 号	☎ 586 - 1038 FAX 586 - 1038
	保育園部	60		

病児・病後児 保育施設

生後6カ月から小学6年生までの子どもを対象に、発熱等の急な病気となった場合や病後の安静に過ごさなければならない児童を、病院に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育するところです。

【問い合わせ】

施設連絡先
または
こども課
☎ 587 - 6052
FAX 586 - 2176

◎利用申し込み

施設に直接申し込んでください。

名称	所在地	電話・ファクス
病児保育室とう太 (うえだこどもクリニック内)	小篠原 869 番地 1	☎ 596 - 3751 FAX 596 - 3752

児童手当

【問い合わせ】
子育て家庭支援課
☎ 587 - 6884
FAX 586 - 2176

高校生年代までの児童を養育している人【生計の中心者（所得が高い人）】に支給されます。

◎申請について

申請は、誕生日などの翌日から数えて15日以内に行ってください。
（申請が遅れると、受給開始が遅くなります。転入や第2子以降の出生の場合も手続きが必要です。）
※公務員は所属庁への申請となります。

◎支給額

児童の年齢	手当月額（子ども1人につき）	
	第1子・第2子	第3子以降*
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上～ 高校生年代	10,000円	

※大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の監護養育している子のうち、3番目以降をいいます。

※大学生年代の子を多子加算カウントするためには、申請が必要です。

◎支給月

4月・6月・8月・10月・12月・2月（支給月の前月分までの手当を支給）

児童扶養手当

【問い合わせ】
子育て家庭支援課
☎ 587 - 6884
FAX 586 - 2176

離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親に代わりその児童を養育している人、父または母が身体などに重度の障がいがある家庭の親に、児童が18歳に達する年度末まで（障がい児は20歳まで）支給されます。

◎申請について

必要書類すべて提出された時点での請求受付となります。
※必要書類は、それぞれの母子・父子家庭となった事情に応じて異なります。
詳しくは子育て家庭支援課にお尋ねください。

◎支給額

児童1人のとき……全部支給または一部支給
児童2人目以降……加算
※所得制限により手当が受けられない場合があります。

◎支給月

5月・7月・9月・11月・1月・3月（支給月の前月分までの手当を支給）
※毎年8月に支給要件の確認（現況届の提出）が必要です。

ひとり親家庭相談

【問い合わせ】
子育て家庭支援課
☎ 587 - 6884
FAX 586 - 2176

◎ひとり親家庭相談

ひとり親家庭や寡婦の人を対象に、日常生活のあらゆる悩み（就労、育児、経済的問題など）や困りごとの相談に応じ、自立に向けたサポートを行っています。離婚に関する相談や訓練給付、福祉資金貸付などの相談も受けています。お気軽にご相談ください。

**こどもの家
(学童保育所)**

放課後、春休み、夏休み及び冬休み期間中に、保護者の仕事などにより、家庭で児童の保育が困難な場合に、安心・安全な居場所を提供します。

対象は小学1年生から6年生までの児童です。

【問い合わせ】

こども課

☎ 587 - 6052

FAX 586 - 2176

◎入所申し込み

次年度4月1日入所希望は、「広報やす」及び市ホームページで募集の案内をします。年度途中の入所希望は、こども課へお問い合わせください。

施設名称	こどもの家の名称	電話番号	所在地	定員 (人)
中主こどもの家	中主第一こどもの家	589 - 6306	西河原 712 番地	210
	中主第二こどもの家			
	中主第三こどもの家	589 - 6673		
	中主第四こどもの家	589 - 6674		
野洲こどもの家	野洲第一こどもの家	586 - 2253	小篠原 2142 番地 17	290
	野洲第二こどもの家	586 - 1617		
	野洲第三こどもの家	587 - 5913		
	野洲第四こどもの家	587 - 5914		
	野洲第五こどもの家	587 - 5915		
	野洲第六こどもの家	587 - 5916		
	野洲第七こどもの家	586 - 6547	小篠原 1156 番地 4	
北野こどもの家	北野第一こどもの家	588 - 4402	市三宅 248 番地	320
	北野第二こどもの家			
	北野第三こどもの家	587 - 3583	市三宅 252 番地 1	
	北野第四こどもの家	587 - 3584		
	北野こどもの家 (音楽室)	090 - 1958 - 7286	市三宅 240 番地	
篠原こどもの家	篠原第一こどもの家	588 - 1266	大篠原 1414 番地	85
	篠原第二こどもの家			
祇王こどもの家	祇王第一こどもの家	587 - 0353	上屋 1295 番地	250
	祇王第二こどもの家			
	祇王第三こどもの家	586 - 3411		
	祇王第四こどもの家	587 - 6464		
	祇王第五こどもの家	587 - 6465		
	祇王第六こどもの家	587 - 6466		
三上こどもの家	三上第一こどもの家	587 - 4904	三上 111 番地	70
	三上第二こどもの家			

※名称・定員は変更になる場合があります。

※入所申請状況により、学校等施設を利用する場合があります。

子育て相談

家庭児童相談室では、子育てに関する各種相談を受け付けています。どなたでもお気軽にご相談ください。

【問い合わせ】

家庭児童相談室

☎ 587 - 6140

FAX 586 - 2176

◎子ども・家庭の相談

家庭における育児や18歳までの子どもに関するさまざまな相談を受けています。子育てや子どもの関わり方に悩んでいたりと、子どものことで心配なことがあれば、1人で悩まずお気軽にご相談ください。秘密は固く守ります。

8 教育

学校教育

【問い合わせ】

学務課

☎ 587 - 6017

FAX 587 - 3835

◎小中学校へ入学するとき

新入学のお子さんの保護者に、入学する学校、入学期日を指定した「入学通知書」を1月頃に送付します。

小学校名	所在地	電話・ファクス
中主小学校	西河原 712 番地	☎ 589 - 2012 FAX 589 - 2025
篠原小学校	大篠原 1414 番地	☎ 587 - 0179 FAX 587 - 2177
祇王小学校	上屋 1169 番地	☎ 587 - 0129 FAX 587 - 2428
三上小学校	三上 111 番地	☎ 587 - 0049 FAX 587 - 2245
野洲小学校	小篠原 1147 番地	☎ 587 - 0062 FAX 587 - 2702
北野小学校	市三宅 240 番地	☎ 587 - 0058 FAX 587 - 2468

中学校名	所在地	電話・ファクス
中主中学校	六条 377 番地	☎ 589 - 2036 FAX 589 - 4978
野洲中学校	小篠原 510 番地	☎ 587 - 0341 FAX 587 - 6768
野洲北中学校	永原 1690 番地	☎ 587 - 3693 FAX 587 - 6499

◎就学援助制度

義務教育期間中に、経済的理由等により就学が困難と認められる児童、生徒の保護者に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助する就学援助制度があります。詳しいことは、学務課までお問い合わせください。

【問い合わせ】

ふれあい教育

相談センター

☎ 587 - 6925

FAX 587 - 2004

お子さんの小中学校生活、友だち関係・親子関係に関することで心配なこと、困っていることなどは、来所または電話でご相談ください。(事前予約要)

◎こころの教育相談

小中学生のいじめや不登校、学校や家庭生活などに関する心配や悩みについて、本人または保護者の相談と問題解決に向けた支援を行っています。

◎教育支援ルーム（ドリーム）

学校に行きにくい、行けない小中学生のために学校以外の居場所として教室を設けています。学習支援、人との関わりや体験活動を通して、たくましい心の育ちを支援します。

◎訪問型教育支援（ウィッシュ）

深刻な不登校状態の小中学生や保護者のために、家庭や公共施設を主な支援場所として、学習・生活・家庭支援を行います。社会的に自立する力をつけ、次へのステップにつなげます。

人権教育・啓発

【問い合わせ】
人権施策推進課
☎ 587 - 6041
FAX 518 - 1860

◎人権啓発ビデオ・講師の紹介

人権にかかる研修会や地区別懇談会で活用していただけるビデオ・DVDを揃えております。さまざまなビデオ・DVDの中からご要望にあったものをご紹介し、無料で貸し出しています（事前予約要）。また、地区別懇談会や各種団体の人権研修で計画されたテーマや目的に合った講師を野洲市人権問題啓発講師の中からご紹介します。お気軽にお問い合わせください。

生涯学習

【問い合わせ】
生涯学習課
☎ 587 - 6053
FAX 587 - 3835

◎生涯学習推進事業

いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図るため、時機にあう講座等を開催しています。「広報やす」等でお知らせしますので参加ください。

また「生涯学習出前講座」は、市等が行っている業務について、職員が講師となって地域に出向き話をするものです。（メニューや申込方法、条件等はホームページでご確認ください。）

青少年育成

【問い合わせ】
生涯学習課
☎ 587 - 6053
FAX 587 - 3835

◎地域子ども教室

放課後や週末における子どもたちの安全で健やかな活動場所を提供するため、地域子ども教室を開催し、子どもたちの健全な育成を図ります。

◎青少年健全育成事業

野洲市青少年育成市民会議を中心に、愛の声かけ運動や街頭巡回活動を行っています。

各学区においても、青少年育成会議が組織され、活動をされています。非行防止、社会環境の浄化を図るため、これらの活動に積極的なご協力をお願いします。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会)

【問い合わせ】
生涯学習課
☎ 587 - 6053
FAX 587 - 3835

◎コミュニティ・スクール（学校運営協議会）事業

幼稚園、小・中学校が地域の人と目標を共有し、地域と一体になって子どもを育む「地域とともにある学校づくり」を目指すコミュニティ・スクール（学校運営協議会）と地域学校協働活動の一体的推進を図り、将来の地域を担う人材の育成・学校を核とした地域づくりを目標としています。

地域学校協働 活動推進

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 587 - 6053

FAX 587 - 3835

家庭教育支援

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 587 - 6053

FAX 587 - 3835

◎地域学校協働活動推進事業

地域と幼稚園、小・中学校が連携・協働し、将来を担う子どもたちの教育を支えるため、地域と学校・幼稚園をつなぐ、地域学校協働活動推進員を、各学校・幼稚園に配置し活動しています。幅広い層の参画や企業・団体等の参画により、市民一人ひとりが当事者意識をもって地域全体で子どもの成長を支え創生する活動を推進しています。

◎家庭教育支援員設置事業

地域住民などが、登校しづらい子どもと一緒に学校まで話をしながら登校支援を行ったり、家庭訪問したりして、保護者と信頼関係を築き学校とつなぐ、子どもや保護者に寄り添った支援を行います。サロンや研修会などを開催し、気軽に参加できる場を提供しています。

9 文化・スポーツ

文化・スポーツ事業

◎文化振興事業

北村季吟顕彰記念事業（俳句募集事業など）や美術展覧会、野洲文化芸術祭の開催により、日頃の創作活動の発表と鑑賞の機会を提供しています。

【問い合わせ】
文化スポーツ振興課
☎ 516 - 4568
FAX 587 - 6961

◎スポーツ振興事業

スポーツ団体への委託事業として、市民の皆さんの健康維持のための各種スポーツ事業を実施しています。広報やチラシ等でお知らせしますので、積極的なご参加をお願いします。

◎学校体育施設開放事業

市内6小学校、3中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放し、既存施設を有効活用してスポーツ活動の場を提供しています。

◎総合型地域スポーツクラブ育成支援事業

総合型地域スポーツクラブの活動は、一つの特種目だけでなく、さまざまな種類のスポーツを行うことができ、レベルや興味に応じてプログラムが選べるように構成されています。また、住民の主体的な運営により、すべての世代の人々がスポーツ施設を活用しながら、生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをめざして活動しています。

◆YASU ほほえみクラブ

事務局（野洲川河川公園内）☎ 587 - 4280、FAX 586 - 1933

※月曜日は休み

施設名	所在地	電話・ファクス	休園日
野洲川河川公園	三上 2224 番地	☎ 586 - 0800 FAX 586 - 1933	月曜日

◆さざなみスポーツクラブ

事務局（北部合同庁舎内）☎・FAX 532 - 4968

※日曜・月曜日、祝日は休み

文化ホール

◎文化事業

多様化する市民のニーズを把握しながら施設の特徴をいかし、地域文化の拠点となるようアーティストのコンサート招致、幅広いジャンルの舞台芸術、またクラシックを身近に感じていただけるようなコンサートなどを提供しています。

【問い合わせ】
野洲文化ホール
☎ 587 - 1950
FAX 586 - 1563

施設名	所在地	電話・ファクス	休館日
野洲文化ホール*	小篠原 2142 番地	☎ 587 - 1950 FAX 586 - 1563	月曜日
野洲文化小劇場			

※野洲文化ホール 設備老朽化のため休館中

スポーツ施設

【問い合わせ】
右の各施設連絡先

◎スポーツ事業

スポーツの振興を図るため、市民各層が参加できるスポーツ教室やスタジオレッスン、琵琶湖でのマリンスポーツ教室、気軽にスポーツを楽しめる各種事業を提供しています。

※健康スポーツセンター「サンネス」のスタジオレッスンやスクールは会員制です。

◎スポーツ施設の利用

体育館等のスポーツ施設を個人や団体で利用していただけます。

利用方法などは、各施設に直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話・ファクス	休館日
総合体育館	富波甲 1339 番地	☎ 587 - 3477 FAX 587 - 3276	月曜日
中主 B&G 海洋センター 市民グラウンド	六条 460 番地	☎ 589 - 5100 FAX 589 - 5525	
健康スポーツセンター 「サンネス」	大篠原 3333 番地 6	☎ 596 - 5964 FAX 596 - 5965	火曜日

※健康スポーツセンター「サンネス」は個人利用が基本です。

図書館

【問い合わせ】
図書館
☎ 586 - 0218
FAX 587 - 5976

本・雑誌・新聞・CD・DVD など、暮らしに役立つさまざまな資料を無料でご利用いただけます。

◎はじめてかりるときは

「としょかんカード」をお作りします。ご住所を確認できるもの（免許証・マイナンバーカードなど）をお持ちください。貸出期間は3週間、点数は一部資料を除き自由です。

◎予約・リクエスト

読みたい本が貸出中の時は予約ができます。図書館にない本へのリクエストもできます。購入するか他の図書館からお借りして、用意ができ次第ご連絡します。

◎レファレンス

調べものなどでお困りのことがあれば、司書がお手伝いをします。日常の疑問から仕事の情報収集、学校の課題のサポートまで、お気軽にご相談ください。

◎郵送貸出

障がいなどの理由で図書館に来館できない人には、郵送での貸し出しを行っています。まずは図書館までご連絡ください。

◎施設利用

野洲図書館（本館）では、ホール、会議室、スタジオ、工房室、ギャラリー等の貸館を行っています。館内にある市民協働室（市民協働センター）☎ 518 - 0556 までお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
野洲図書館（本館）	辻町 410 番地	586 - 0218
野洲図書館中主分館	西河原 2400 番地	589 - 3382

施設名	開館時間	休館日
野洲図書館（本館）	10:00 ~ 18:00	月曜日、祝日（土曜・日曜日の場合は開館、月曜日の場合は翌日）、第1木曜日、特別整理期間、年末年始
野洲図書館中主分館	10:00 ~ 17:15	

※詳細は野洲図書館ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。
ホームページ <https://www.lics-saas.nexs-service.jp/yasu>



歴史民俗博物館 （銅鐸博物館）

野洲市は、歴史と文化のまちです。市民は入館無料ですので、気軽にお立ち寄りください。また、併設の弥生の森歴史公園では体験学習メニューを用意しています。さらに、歴史や文化財を学ぶ活動を通じて、教養と親睦を深める友の会もあります。

【問い合わせ】
歴史民俗博物館
☎ 587 - 4410
FAX 587 - 4413

施設名	所在地	電話番号
歴史民俗博物館	辻町 57 番地 1	587 - 4410
弥生の森歴史公園		

※休館日／月曜日（祝日、振替休日は開館）、祝日の翌日（土曜・日曜日、祝日は開館）、年末年始

歴史・史跡公園

野洲市では、国史跡大岩山古墳群を史跡公園として整備し公開しています。公園内の散策や歴史学習の場として気軽にご利用ください。

【問い合わせ】
文化財保護課
☎ 589 - 6436
FAX 589 - 5444

施設名	所在地	電話番号
宮山二号墳史跡公園	辻町 57 番地 10	—
桜生史跡公園（甲山古墳・円山古墳・天王山古墳）	小篠原 4 番地 1	公園案内所 587 - 4234
大塚山古墳史跡公園	辻町 604 番地	—
富波古墳史跡公園	富波甲 1448 番地 1	—
亀塚古墳史跡公園	富波甲 1438 番地	—

※桜生史跡公園案内所休園日／月曜日（祝日、振替休日は開館）、祝日の翌日（土曜・日曜日、祝日は開館）、年末年始

【問い合わせ】
歴史民俗博物館
☎ 587 - 4410
FAX 587 - 4413

埋蔵文化財

埋蔵文化財包蔵地における土木工事等による届出（文化財保護法第93条第1項）及び協議に関しては、文化財保護課までお問い合わせください。

10 健康

【問い合わせ】

健康推進課

☎ 588 - 1788

FAX 586 - 3668

健康増進サービス

◎健康教育

生活習慣病の予防と、健康に関する正しい知識の普及を図るため、保健師、管理栄養士などによる学習会などを行っています。

◎健康診査

健（検）診は、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病の早期発見や、早期治療につながります。日ごろの生活習慣を見直す機会として健（検）診を受けましょう。内容は下記のとおりですが、詳しい内容・日程・費用については、「広報やす」または市ホームページなどでご確認ください。

健（検）診名		対象者	健（検）診方法
がん検診	胃がん検診*	集団検診	50 歳以上（年度末年齢）
	大腸がん検診		40 歳以上（年度末年齢）
	肺がん検診		40 歳以上（年度末年齢）
	胃がん検診*	医療機関 （実施医療機関） 詳細は健康推進課へお問い合わせください	50 歳以上（年度末年齢）
	大腸がん検診		40 歳以上（年度末年齢）
	肺がん検診		40 歳以上（年度末年齢）
	乳がん検診*		40 歳以上（年度末年齢）の女性
	子宮頸がん検診*		20 歳以上（年度末年齢）の女性
	結核検診		65 歳以上（年度末年齢）
	肝炎ウイルス検診		40 歳以上（年度末年齢）になる人で、今まで肝炎ウイルス検査を受けていない人
COPD 検診	当該年度 4 月 1 日現在 55・60・65・70・75 歳の人で、 COPD 検診受診券が届いた人		
節目歯科健康診査	当該年度 4 月 1 日現在 満 20・30・40・50・60・70 歳の人		
生活習慣病健診	40 歳以上で医療保険に加入していない人（生活保護世帯など）、18～39 歳（年度末年齢）の希望者		
野洲市国保 特定健診	詳細は お問い 合わせ ください 保険 年金課 へ	40～74 歳（年度末年齢）の野洲市国保加入者	
高齢者健診		75 歳以上	

*胃がん・乳がん・子宮頸がん検診は、2 年度に 1 回の検診です。

精神保健福祉 サービス

◎健康相談

生活習慣病予防や禁煙等に関する個別の相談を、保健師、管理栄養士等がお受けしています。会場は野洲市健康福祉センターで行っています。大腸がん検診の便容器配布・回収も行っています。野洲市健康福祉センターへの来所が困難な場合は、ご相談ください。

◎訪問指導

健康診査等の結果、生活習慣の改善等が必要な人などに、保健師、管理栄養士などが訪問して個別に相談をお受けしています。

※上記サービスの詳しい内容については、「広報やす」等でお知らせします。

◎こころの健康相談

家庭や職場などでのさまざまな心の悩み、精神疾患による障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用など、心の健康に関する相談を精神保健福祉士や保健師がお受けします。

また、専用電話☎588-1866（月曜～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後4時45分）で「心といのちの相談」をお受けします。

母子保健サービス

◎母子健康手帳の交付（兼妊娠届）

妊娠に気付いたら、早めに産婦人科を受診し、市で母子健康手帳をもらいましょう。妊娠中の健診から出生後の乳幼児健診や予防接種歴を記録するものです。

交付は野洲市健康福祉センターで行います。交付の際は、保健師または助産師が面談にて現在の体調や今後の生活などについて伺い、母子保健サービスなどのご紹介をします。

※妊娠届には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。個人番号カードまたは通知カードと運転免許証等本人確認できるものをご持参ください。

◎妊産婦健康診査等受診券の交付

母子の健康状態を確認するための健康診査です。母子健康手帳と同時に交付される別冊の「妊婦健康診査受診券」および「産婦健康診査受診券」等をご利用ください。

これにより、妊産婦健康診査等にかかる費用の一部を助成します。妊娠・出産後の赤ちゃんの発育状況やお母さんの産前産後の心身の状況を確認するために、定期的に健診を受けましょう。

◎不育症治療費補助事業

市が対象とする不育症治療および検査に要した費用の一部を補助します（上限額あり）。

※詳細は市ホームページに掲載しています。

◎赤ちゃん訪問

保健師または助産師が家庭訪問し、赤ちゃんの発育・発達、産後の健康相談・育児相談をお受けします。産後1カ月以上里帰りする等で市外での訪問を希望する場合はお問い合わせください。

◎産後ケア事業

市が委託する施設で宿泊や通所、訪問により、母子の健康相談、乳房の手当、授乳・沐浴指導、育児相談などを受けられます（有料）。

対象者は産後12カ月未満の母子で、育児不安等で支援を必要とする人です。保健師または助産師が利用希望者と面接し、市が利用承認を決定します。

※事業の詳細や利用を希望される場合は、健康推進課までご連絡ください。

◎妊婦のための支援給付

妊婦や子育て世帯を対象とする妊婦等包括相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

対 象：妊娠している人

※申請時点で野洲市に住民票がある人

※他自治体で妊婦支援給付金(下記①②)の支給を受けていない人

※医療機関により胎児心拍が確認できた人を対象としています。流産・死産等の場合も支給の対象となります。

内 容：①妊婦支援給付金（1回目）は、妊娠届出時、窓口で面談後に申請案内をします。

②妊婦支援給付金（2回目）は、出産予定の8週間前から申請できます。申し出がなければ、赤ちゃん訪問時の面談後に申請案内をします。

支給額：① 50,000 円／妊婦 1 人

② 50,000 円／おなかにいた子ども 1 人につき

※詳細は市ホームページに掲載しています。給付金についてのお問い合わせは健康推進課へご連絡ください。

◎乳幼児健康診査

お子さんの発育、健康状態や育児などを一緒に確認、相談できる機会です。

健診名	実施場所	
1 カ月児	医療機関 (実施医療機関)	・母子健康手帳交付時にお渡ししている受診券を持参のうえ、受診してください。 ・詳細は市ホームページに掲載しています。
4 カ月児	野洲市健康福祉センター	・日時等は「野洲市おやこの健康づくり事業のお知らせ」や「広報やす」、または市ホームページにも掲載していますので、確認のうえお越しください。 ・問診票は市ホームページからダウンロードできるほか、市内公共機関に設置しています。記入のうえご持参ください。
10 カ月児		
1 歳 6 カ月児		
2 歳 6 カ月児		
3 歳 6 カ月児		

◎育児相談・教室等

妊娠、出産、育児についての相談や教室を行います。気軽に参加してください。

教室名等	事業内容
出産準備教室 (要予約)	助産師・保健師から妊娠中の過ごし方や出産準備、赤ちゃんのお風呂の入れ方（沐浴実習）などについて学ぶ教室です。
妊産婦個別歯科相談 (要予約)	妊娠中の歯の健康や出産後の歯を守る生活習慣まで、歯科衛生士に相談ができます。
すこやか相談 (乳幼児個別相談) (要予約)	育児の心配なこと、乳幼児の成長発達、離乳食に関する相談などができます。

※教室や相談の詳細は、健康推進課へお問い合わせください。

予防接種サービス (定期予防接種)

◎妊婦対象

RSウイルス感染症(母子免疫ワクチン)の予防接種があります。接種時期等を確認のうえ、体調がよい時に受けましょう。

◎子ども対象

小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、BCG、五種混合、三種混合、MR混合(麻しん・風しん)、水痘、日本脳炎、二種混合(DT)、子宮頸がん(ヒトパピローマウイルス感染症)等の予防接種があります。受ける時期を確認のうえ、子どもの体調がよい時に受けましょう。

◎高齢者対象

高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、高齢者带状疱疹ワクチンの予防接種があります。接種時期等を確認のうえ、体調がよい時に受けましょう。

※予防接種については、「おやこの健康づくり事業のお知らせ」や「広報やす」、または市ホームページ等でお知らせしています。

◎風しん予防接種費用の助成

先天性風しん症候群を予防するための対策として、風しんの予防接種費用の助成制度があります。対象者は、風しん抗体検査を受けて抗体価が低かった者で、妊娠を希望する女性・妊婦と同居する者です。

その他の予防接種 助成制度

地域医療

◎診療科目

総合内科、糖尿病内分泌内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、腎臓・人工透析内科、脳神経内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、産婦人科(婦人科のみ)、眼科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、健診科(人間ドック)

◎外来受付時間

午前 新規患者 8:00～11:00

再来患者 8:00～11:30

(紹介・予約のある患者さんは除きます)

午後 専門外来(予約のみ) 13:30～

※診療開始は9:00からです。

※11:00終了の診療科があります。

※手術等の医師事情により、受付終了時間が早まる場合があります。

◎休診日

土曜・日曜日、祝日、年末年始

※最新の情報は市立野洲病院ホームページをご覧ください。直接お問い合わせください。ホームページ <https://www.yasu-hp.jp>

2027年3月

市立野洲地域医療センター 新築・開院!



(完成イメージ)

1 1 福祉と介護

高齢者福祉

【問い合わせ】

高齢福祉課

☎ 588 - 2337

FAX 586 - 3668

野洲市健康福祉

センター内

(辻町 433 - 1)

◎老人クラブ

健康・友愛・奉仕をモットーに、軽スポーツや友愛活動等さまざまな活動を行っています。

詳しくは野洲市老人クラブ連合会事務局 ☎ 588 - 2940 へお問い合わせください。

◎高齢者サービス

以下の事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

種類	内容	対象者
100歳祝金	長寿を祝し、10,000円の祝金を贈呈します。	1年以上市内に住所を有する満100歳の人
げんきカード	高齢者の緊急時の対応や連絡の利便を図るため、げんきカードを交付します。 ※カード呈示で一部の市内公共施設の利用料の割り引きや市コミュニティバスが1回100円で乗車できます。	市内に住所を有する満65歳以上の人
緊急通報システム事業	緊急事態への迅速で適切な対応ができるよう緊急通報装置を設置します。	市内に住所を有する在宅のひとり暮らしの虚弱高齢者等で設置を必要とする人
福祉タクシー運賃助成事業	タクシーの利用料の一部を助成します。 ※1人につき年間最大57枚の助成券(1枚500円分)を交付	市内に住所を有する満65歳以上で、障害老人の日常生活自立判定基準が準寝たきり(ランクA)及び寝たきり(ランクB・C)に該当する人で、生活保護世帯または市民税の非課税世帯の人
高齢者等おむつ費用給付事業	紙おむつの購入費用の一部を助成します。	市内に住所を有する満65歳以上の人または、要介護認定を受けている満40歳から満64歳までの人で、在宅で常時おむつを必要とし、次のいずれかに該当する市民税非課税の人(介護保険施設へ入所中の人、病院へ入院中の人を除く) (1) 障害老人の日常生活自立度判定基準が寝たきり(ランクB・C)の人 (2) 認知症老人の日常生活自立度判定基準がランクⅢ以上(重度の認知症)の人
生活管理指導短期宿泊事業	施設に短期宿泊し、生活習慣の指導や体調調整を行います。	市内に居住し、要介護及び要支援に該当しなかった在宅の65歳以上の人
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用のための申立て支援や申立て費用の助成、成年後見人等の報酬助成を行います。	判断能力の不十分な認知症高齢者など

種類	内容	対象者
ひとり歩き 認知症高齢者等 事前登録制度	ひとり歩きのみられる認知症高齢者の情報を事前に登録し、実際に行方不明となった場合に登録情報を早期の捜索活動に役立てます。	市内に住所を有し、かつ現に居住する人で、ひとり歩きの恐れのある認知症等の高齢者
ひとり歩き 認知症高齢者等 位置情報端末機器 購入費等補助金	認知症等により行方不明になる恐れのある高齢者等に、位置情報端末機器の利用に係る初期費用の一部を補助します。	ひとり歩き認知症高齢者等事前登録制度登録者
家族介護 支援事業	リフレッシュ事業の実施、介護情報紙「りふれっしゅ」の発行	要支援、要介護認定を受けている高齢者及び介護者

介護保険

【問い合わせ】

介護保険課

☎ 587 - 6074

FAX 586 - 2176

◎介護保険制度

介護や支援を必要とする人に介護保険サービスでかかった費用の一部を給付する制度です。

介護保険サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受ける必要がありますので、介護保険課または地域包括支援センターまでご相談ください。

◎介護保険料

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料は、市の介護保険事業計画のサービス見込みから算出して設定します。

◎保険料の納付

第1号被保険者（65歳以上の人）は、年金受給額等により、年金からの天引き（特別徴収）と納付書や口座振替での納付（普通徴収）の2種類に分けられます。

特別徴収者で他市町村から転入してきた場合、手続きに6～8カ月かかりますので、それまでの間、普通徴収で納付していただきます。

◎こんなときは届け出が必要です

このようなとき	必要なもの（こと）
<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村へ転出したとき ・被保険者が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・負担割合証（認定有の人のみ） ・負担限度額認定証（該当者のみ） ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（該当者のみ） ・げんきカード（65歳以上の人）の返還が必要です
<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村から転入したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・前市で要介護・要支援認定や負担限度額認定などを受けられている場合、継続するためには介護保険課で新たに申請が必要です。

◎要介護・要支援認定の申請から認定まで

1 申請	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族の人等が介護保険課または地域包括支援センターで申請をしてください。 ・申請時に必要な書類は「◎申請時に必要な書類」をご覧ください。
2 調査・意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・市の認定調査員がご自宅等を訪問し心身の状況を確認します。 ・主治医に意見書を作成していただきます。
3 審査判定	<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査会で、どの程度の介護が必要なのかを審査します。
4 認定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・認定結果が通知されます。 ・認定された内容が介護保険被保険者証に記載されます。

◎申請時に必要な書類

申請者	必要な書類
本人	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・医療保険加入の確認ができる書類 ・個人番号が確認できるもの
代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に合わせて代理人の本人確認書類 (介護支援専門員証など)

◎介護サービスの紹介

サービスには次のものがあります。(要介護者の介護度や心身の状態によっては、利用できないサービスがあります。)

■居宅サービス

種類	内容
通所介護	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。
通所リハビリテーション	老人保健施設や病院などで機能訓練を受けられます。
訪問介護	ホームヘルパーに訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けられます。
訪問看護	看護師などに訪問してもらい、療養上の世話などを受けられます。
訪問入浴介護	居宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けられます。
訪問リハビリテーション	リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けられます。
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへ短期間入所し、介護や機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設などへ短期間入所し、介護や機能訓練を受けられます。
特定施設入所者生活介護	有料老人ホームなどに入所し、介護や日常生活の支援を受けられます。
福祉用具貸与	車いすや特殊寝台などの福祉用具を借りることができます。
特定福祉用具購入 (福祉用具購入費の支給)	腰掛便座など対象の福祉用具を購入する場合、事前申請により費用の一部が支給されます。
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消など対象の住宅改修をする場合、事前申請により費用の一部が支給されます。

■施設サービス

要介護認定を受けている人または家族が直接施設に申し込みます。

種類	内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が、施設にて日常生活の支援や介護を受けられます。食事、入浴など日常生活の介助や機能訓練、健康管理などのサービスが受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	在宅復帰できるよう、医学的管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。
介護医療院	長期にわたり療養が必要な人が、医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

■地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則として他市区町村の事業所は利用できません。

種類	内容
地域密着型通所介護 (デイサービス)	定員が18人以下の小規模な通所介護事業所で食事・入浴などの支援を受けられます。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員が29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）です。
認知症対応型通所介護	認知症の人が、日常生活上の支援や専門的な支援を受けられます。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	日中・夜間を通じて、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を受けられます。
小規模多機能型居宅介護	通いを中心に訪問や短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられます。
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が共同生活する住宅で、介護サービスや生活支援を受けられます。

■介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた人、基本チェックリストで日常生活機能の低下が見られた人が利用できます。

種類	内容
訪問型サービス	ホームヘルパーなどによる掃除・買い物などの支援を受けられます。
通所型サービス	デイサービス事業所などで日常生活上の支援や機能訓練などを受けられます。

地域包括支援センター

【問い合わせ】

野洲市地域包括
支援センター
(野洲中学校区
・野洲北中学校区)
☎ 588 - 2337
FAX 586 - 3668
野洲市健康福祉
センター内
(辻町 433 - 1)

中主地域包括
支援センター
(中主中学校区)
☎ 514 - 7272
FAX 514 - 7275
(吉地 1131)

地域包括支援センターでは、高齢者の皆さんが住みなれた地域でいつまでも健康に生活できるよう、保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等が互いに連携しながら総合的・包括的に支援します。具体的には以下の事業を行っています。

①総合相談支援事業

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に応じています。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活に関する事など、何でもご相談に応じます。

②権利擁護事業

高齢者の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんの持つさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や高齢者虐待についての相談、消費生活被害などに対応します。

③介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより事業対象者と判定された65歳以上の人を対象に介護予防ケアプランを作成し、介護予防の事業を実施します。

④認知症施策推進事業

認知症の早期発見・対応のための個別相談、認知症専門医による訪問相談、認知症を正しく学び地域でささえる人（認知症サポーター）の養成、認知症への理解を深めるための啓発などを実施します。

○もの忘れや介護の相談

毎週月曜～金曜日 開庁時間

物忘れや介護の相談を受け付けています。（予約不要）

○認知症サポーター養成講座（ミニ学習会）

自治会、企業、各種団体等に、認知症の知識や接し方などの出前講座を実施しています。講座の時間は90分程度、費用は無料です。

○カフェおこしやす

介護のことや、もの忘れ、認知症などの相談、介護の情報交換、世間話なども気軽にできる場です。

原則毎月第1火曜日 13:30～15:00（変更の可能性あり）

場所／野洲図書館ホール（変更の可能性あり）

参加費／無料、予約／不要

⑤介護予防事業

○いきいき百歳体操

手首と足首におもりバンドをつけて、DVDを見ながらゆっくり体を動かす体操です。地域で週1回以上活動する5人以上のグループにはDVDやおもりを貸し出し、活動が継続できるように最初の4回程度は専門職が技術支援などのサポートを行います。

地域の「通いの場」として自治会単位で拡大しています。

障がい福祉

【問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 587 - 6087

FAX 586 - 2176

◎各種障がい福祉サービス

より詳しく説明している冊子「障がい福祉の手引き」を障がい福祉課で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。

※制度の該当条件や制限がありますので、事前にご相談ください。

◎身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

手帳をお持ちの人が転入された場合は、住所変更が必要ですので、手帳を障がい福祉課窓口へお持ちください。

なお、「マイナンバー（個人番号）の分かるもの」と「届けにきた人の本人確認ができるもの（顔写真付き）」もお持ちください。

精神障害者保健福祉手帳は、県外転入の場合、写真（縦4cm×横3cm）が必要です。

※手帳の住所、氏名、障がい程度などの記載内容の変更や、紛失・破損による再交付、死亡による返還などの手続きは障がい福祉課でご相談ください。

◎自立支援医療（医療費の助成）

医療費の自己負担分を助成する制度です。受給者証の交付により行われる医療行為ですので、事前に申請が必要です。

名称	対象者	内容
更生医療	身体障害者手帳を交付された18歳以上の人	身体上の障がいを軽減する手術等の治療によって、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費を助成します。
育成医療	18歳未満の児童（身体障害者手帳の有無は問いません）	身体に障がいのある児童に対し、身体上の障がいを軽減する手術等の治療によって、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療費を助成します。
精神通院医療	精神疾患により、定期的な通院による治療を続ける必要がある人	指定医療機関での通院医療費の自己負担割合が1割まで軽減されます。

◎障がい者に対する手当

手帳をお持ちの人及びその家族には、手帳の区分及び等級に応じ、手当が支給される場合があります。

制度名	対象者
特別障害者手当	身体または精神に著しく重度の障がいを有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人（所得制限あり） ※施設入所中の人や、病院に入院している人は対象外
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人（所得制限あり） ※施設入所中の人対象外
特別児童扶養手当	20歳未満で身体または精神に中度以上の障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母など（所得制限あり） ※児童が児童福祉施設入所中の人対象外

◎障がい者在宅サービス

以下の事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

種類	内容
日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るため、ストマ装具、訓練用ベッドなどを給付します。
補装具費の給付・修理	車いす、義足、補聴器などの補装具の購入費や修理費等の給付を行います。
在宅重度障害者住宅改造費助成制度	日常生活の便宜を図るため、浴室、トイレ、スロープなどの住宅改造費の一部を助成します。
身体障害者自動車改造費助成制度	重度身体障害者自らまたは生計同一の介護者が運転する自動車に、操向装置や車いすリフト等装着のための改造等に要する費用の一部を助成します。
自動車操作訓練費助成制度	身体障害者が自動車の運転免許を取得するための費用の一部を助成します。
心身障害者(児)自動車燃料費・タクシー運賃助成制度	重度心身障害者(児)の自動車燃料費及びタクシーの利用料金の一部を助成します。
心身障害者(児)紙おむつ購入費助成制度	在宅で紙おむつが常時必要な人の購入費用の一部を助成します。 ※ 65歳以上で寝たきり等の人は高齢福祉課の助成制度が優先されます。
障害者総合支援法によるサービス	地域での自立した生活を支援するため、ホームヘルプを利用したり福祉事業所へ通所等の福祉サービスを提供します。

障がい者への 相談支援

障がい福祉課地域生活支援室では、障がい福祉サービスについての情報提供や利用についての助言などを行っています。

また、下記の市委託相談支援事業所（一般相談）では、福祉サービスの利用援助、計画相談支援についての相談、権利擁護のために必要な援助や情報の提供などを行っています。（無料）

【問い合わせ】
地域生活支援室
（障がい者虐待
防止センター）
☎ 587 - 6169
FAX 586 - 2176

機関名	相談日時	所在地	電話・ファクス
野洲市社協 障がい者相談支援 センター	月曜～金曜日 8：30～17：15 （祝日、年末年始 は除く）	西河原 2400 番地 （北部合同庁舎内）	☎ 589 - 6664 FAX 589 - 5783
精神障害者 地域生活支援セン ター風	月曜・火曜・木曜・ 金曜日 10：00～18：00 水曜日、第2・4 土曜日 10：00～17：00 （第1・3土曜日、 日曜日、祝日、 GW、盆、年末 年始は除く）	八夫 1318 番地	☎ 589 - 8784 FAX 589 - 5478

なかよし交流館

障がいのある人が気軽に利用でき、軽度の運動を通じて心が安らぐ場を提供する施設です。

【問い合わせ】
障がい福祉課
☎ 587 - 6087
FAX 586 - 2176

施設名	所在地	電話・ファクス	休館日
なかよし交流館	富波甲 1339 番地 24	☎ 587 - 6511 FAX 587 - 6511	月曜日

福祉医療費助成制度

◎福祉医療費助成制度

この制度は、社会的・経済的に弱い立場にある人に保険適用の医療費の自己負担分を助成する制度です。健康保険加入者のうち、年齢や所得など条件を満たす人については、申請に基づき福祉医療費受給券等を交付します。

医療機関を受診する際に受給券を提示すると、窓口で支払う自己負担分の一部または全部が助成されます。

ただし、県外の医療機関の受診については受給券が使えません。申請により助成しますので、医療機関の発行する領収書を保険年金課までお持ちください。

（制度区分）

- ①子ども（出生の日から18歳到達後最初の3月31日まで）
- ②障がいのある人（身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、精神障害福祉手帳1級・2級）
- ④ひとり親家庭の親と子
- ⑤ひとり暮らし寡婦
- ⑥65～74歳の人（低所得老人、ひとり暮らし老人、ねたきり老人）

※年齢や所得などの条件があります。該当するかどうかは事前に保険年金課までご相談ください。

福祉一般

【問い合わせ】

社会福祉課

☎ 587 - 6024

FAX 586 - 2177

◎生活保護

生活保護は、病気や高齢などにより働けず、自身の能力や資産などを活用してもなお生活に困窮されている人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活ができるよう支援する制度です。

最低生活を維持するための給付だけでなく、求職活動や健康回復、各サービスの利用に関する助言など、自立した生活を送れるよう、日常生活全般の支援も行います。

お気軽にご相談ください。

◎地域福祉

民生委員・児童委員活動支援、戦没者遺族等に対する特別弔慰金（給付金）事務、行旅病（死）人救護、避難行動要支援者登録に関する事務、地域福祉計画に関する事等を行っています。

発達支援

【問い合わせ】

発達支援センター

☎ 587 - 0033

FAX 587 - 2004

野洲市発達支援センターは、市内にお住まいの心身の発達に支援を必要とする人とそのご家族が、安心して地域で生活できるようにサポートを行うセンターです。

乳幼児期から学齢期、成人期までライフステージに合わせた支援を行います。

市内にお住まいの「心身の発達に支援を必要とする人^(※)」およびその家族や支援者等どなたでもご利用いただけます。

(※)野洲市では「心身の発達に支援を必要とする人」を次の人としています。

- ①発達障がいのある人
- ②知的な障がいのある人
- ③発達過程での身体障がいのある人

12 暮らし

ごみ処理

【問い合わせ】
環境課

☎ 587 - 6003
FAX 587 - 3834

◎ごみ収集

ごみの収集日・出し方については「ごみ分別収集カレンダー」及びパンフレット「ごみ分別名人」で確認してください。

また、ごみに関する情報をまとめた「ごみ分別アプリ」もご活用ください。ごみ集積所の場所は、自治会や管理会社にご確認の上ご利用ください。

■市指定のごみ袋・シール販売場所

- ・環境課
- ・市内のコンビニ、スーパーなど

ごみ分別アプリ



iPhone (iOS)



Android

ごみ関係 HP



【問い合わせ】

野洲クリーンセンター

☎ 588 - 0568
FAX 586 - 2150

◎施設へのごみ直接搬入

■野洲クリーンセンター

- ★受入ごみ…燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ
- ★受付日…月曜～土曜日（祝日及び年末年始は除く）
- ★受付時間…午前9時～正午、午後1時～4時

★搬入申請…最大積載量が2t以上の車両で搬入する場合は、事前申請が必要です。

■蓮池の里第二処分場

- ★受入ごみ…土砂瓦礫（埋立ごみ）
- ★受付日…月曜～金曜日と毎月第1土曜日（祝日及び年末年始を除く）
- ★受付時間…午後1時～4時

★搬入申請…最大積載量350kgを超える車両で搬入する場合は、事前申請が必要です。

■事前申請は、環境課、野洲クリーンセンター、蓮池の里第二処分場で受け付けます。

※土曜・日曜日、祝日、年末年始等を除く搬入予定日の4日前までにお願ひします。

※野洲クリーンセンターへの搬入はオンライン申請できます。市ホームページをご確認ください。



オンライン申請

【問い合わせ】

蓮池の里第二処分場

☎ 589 - 2117
FAX 589 - 2172

◎登録

犬を飼われた日から30日以内に市に犬の登録（生涯1回・手数料3,000円）をしなければなりません。犬を連れて転入された場合は、野洲市の鑑札に交換してください。

また、飼い犬が死亡した場合は、環境課まで連絡をお願いします。

なお、飼い主が死亡された場合は、次の飼い主がお決まりになり次第、登録の変更が必要です。

犬の飼い主は

【問い合わせ】
環境課

☎ 587 - 6003
FAX 587 - 3834

◎注射

狂犬病の予防注射は、毎年受ける必要があります。

市では、4月に地域を巡回する集合注射を実施しています（集合注射手数料3,500円）。

なお、犬の登録が済んでいる飼い主へは、狂犬病予防注射の案内はがきを送付しています。

※近くの動物病院においても、随時登録・注射を行っています（手数料が異なる場合があります）。

【問い合わせ】
野洲川斎苑
(守山野洲行政事務組合)
☎ 518 - 1755
FAX 518 - 1765

◎飼い犬や飼い猫などの小動物（ペット）が死亡したときは、野洲川斎苑で火葬しています。電話連絡のうえ直接お持ち込みください。

(火葬料金)

- ☆集合火葬（収骨不可）…▽動物（10kg未満）管内 1匹 6,000円
▽動物（10kg以上）管内 1匹 9,000円
- ☆単体火葬（収骨可）…▽動物（10kg未満）管内 1匹 14,000円
▽動物（10kg以上）管内 1匹 21,000円

※単体火葬（収骨可）の場合は、前日までに予約が必要です。

副葬品は、原則、花のみでお願いします。

休苑日／1月1日及び施設の管理上必要と認める日

し尿くみ取り

【問い合わせ】
環境課
☎ 587 - 6003
FAX 587 - 3834

◎し尿のくみ取りを希望される人は直接収集委託業者へご連絡ください。

なお、くみ取り日程は、「広報やす」に掲載しています。

地域により収集委託業者が変わります。わからない場合は環境課までお問い合わせください。

☆収集委託業者

(株)奥村興業 ☎ 586 - 3333

(株)近江美研 ☎ 598 - 6990

交通

【問い合わせ】
都市政策課
☎ 587 - 6324
FAX 587 - 6960

◎野洲市コミュニティバス（愛称：おのりやす）

定額料金（下記参照）にて月曜～土曜日で運行しています。運行時間については「野洲市コミュニティバス運行時刻表」をご覧ください。

運行コースは「あやめコース」「安治コース」「祇王・中里コース」「篠原コース」「三上コース」「希望が丘コース」「中央循環コース」の7コースです。

◆料金

大人（中学生以上）200円、※高齢者（市内在住の65歳以上）100円、小人（小学生）100円、幼児・乳児（就学前まで）無料、※障がい者及びその介護者（中学生以上100円、小学生50円）

※高齢者は桃色の「野洲市げんきカード」、障がい者及びその介護者は「障害者手帳」等の提示が必要

◆回数券（2,000円／100円×23枚）

バス車内、運行管理室及び都市政策課で販売

◆歴月定期券（5,000円／月）

利用月の前月15日頃からバス車内、運行管理室及び都市政策課で販売。なお、小人、障がい者及びその介護者、市内在住の満65歳以上の人は2,500円／月

◆乗継制度

8カ所のバス停（野洲駅南口、乙窪工業団地北口、野洲図書館、アル・プラザ前、野洲市健康福祉センター、北部合同庁舎前、野洲市役所、総合体育館駐車場のみ）で1回の乗車につき当日1回限り、別の路線に乗り継ぎが可能です。

◆バスロケーションサービス

バスの現在位置を確認することができます。使用方法は下記のとおりです。

MOKUIK（もくいく）サービス

- ・目的地検索
- ・バス停検索
- ・位置情報
- ・接近情報



<ホーム画面への登録手順> ※画面はイメージです

iPhone				
	Android			

「メニュー」を選択 「ホーム画面に追加」を選択 「ネーミング」後に追加を選択 「ホーム画面」に登録完了

☆コミュニティバス運行管理室 ☎ 587-5700（日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く月曜～土曜日）

防犯

【問い合わせ】

自治防災課

☎ 587-6043
FAX 587-4033

◎防犯に関する相談については、守山警察署（☎ 583-0110）もしくは自治防災課へご相談ください。

また、防犯活動の拠点施設としてJR野洲駅北口に「野洲市地域安全センター」☎ 587-5963（月曜～土曜日、午後4時～10時）を設置しています。センターにご用のある人は、事前に自治防災課にお知らせください。

◎犯罪の被害に遭われた人は、おうみ犯罪被害者支援センター（☎ 527-5310、FAX 527-5310）もしくは自治防災課へご相談ください。

◎放置自転車

放置自転車を発見された人は、最寄りの交番、駐在所または自治防災課に連絡してください。

◎防犯灯の管理、設置

防犯灯は、居住地域内で自治会が管理しているものと、それ以外の区域で市が管理しているものがあります。市管理の防犯灯は、『野洲市防犯灯・管理番号』を記載したシールを電柱に貼付していますので、球切れ等については管理番号を自治防災課へ連絡してください。

また、防犯灯の新規設置を希望する場合は、毎年度、各学区自治連合会で要望を取りまとめているので、自治会長にご相談ください。

水道・下水道

【問い合わせ】
お客様センター
☎ 589 - 6433
FAX 589 - 5041
上下水道課
☎ 589 - 6432
FAX 589 - 5041

◎届出関係

水道や下水道を開始、休止、名義変更等される時は、お客様センター（上下水道課）または市民課に届け出てください。また、お客様センター（上下水道課）へのファクスや郵便等での手続きも可能です。

※開始届には開栓手数料 500 円が必要となります。お支払いは、直接現金をご持参いただくか、郵送手続きの場合は普通為替証書を同封することでも可能です。

◎工事について

新設、増設、改造、修繕等の工事は、市の指定業者以外はできません。指定業者については、市ホームページをご覧ください。また、お客様センター（上下水道課）へお問い合わせください。

◎水道の検針

水道の検針は 2 カ月に一度です。検針月は地域によってわかれています。量水器（水道メーター）の上に検針の妨げとなる車や大きな物を載せないでください。

なお、漏水を早期に発見するため、定期的に量水器（水道メーター）をご自身でご確認いただくことをお勧めします。

◎料金の支払い

納付書の方は検針月の翌月中旬に請求し、口座振替の方は翌月末に指定口座から振り替えます。

また、下水道利用者の料金は、水道の使用水量から算出した下水道料金を水道料金と合わせて請求します。

なお、市では便利で払い忘れがない口座振替を推進しています。

◎下水道の管理

下水道管の詰まりを防ぐため、トイレットペーパー以外の紙や野菜くず、油類などは流さないでください。

また、月に一度は防臭マスの清掃をお願いします。

◎市民農園

土と緑などの自然を通して農業に興味をお持ちの人や、自らが育て収穫しようと思われている人ならいつでも参加でき、ふれあえる場として開放しています。お気軽にお問い合わせください。

○長島農園 ○さくらふれあい農園

※それぞれ 1 区画当たり約 30 m²

農林水産

【問い合わせ】
農林水産課
☎ 587 - 6004
FAX 587 - 3834

農業委員会

【問い合わせ】
農業委員会事務局
☎ 587 - 6007
FAX 587 - 3834

◎農地についての届出、許可、相談

- ①農地の権利移転・貸借許可申請受付
- ②農地転用許可申請受付
- ③農業者年金加入・受給者相談

◎遊休農地を有効活用する対策

- ①遊休農地の所在の明確化と有効利用の徹底
- ②遊休農地の所有者に対する利用意向調査や勧告

商工労働・観光

【問い合わせ】
地域経済振興課
☎ 587 - 6008
FAX 587 - 6960

◎商工業の振興

- ①商工会の育成と市内商工業の振興を図るため、商工会が行う小規模企業に対する指導事業及び商工業の振興と安定を図るための事業を補助します。
- ②野洲市商工業振興基本計画に基づき、創業促進を図るため、市内で創業する小規模企業者を対象に、創業にかかる経費の一部を補助します。

◎観光事業

野洲市観光物産協会と連携し、さまざまな観光に関する事業を実施します。また、市内外に観光に関する情報を発信します。

◆観光のお問い合わせ※令和7年4月に移転しました。

野洲市観光物産協会事務局（北部合同庁舎1階）☎ 514 - 7502

開所時間／午前9時～午後5時（土曜・日曜日、祝日は休み）

ホームページ・フェイスブック・インスタグラム／「野洲市観光物産協会」で検索

市営住宅

【問い合わせ】
建築住宅課
☎ 587 - 6322
FAX 587 - 6960

◎市営住宅の入居資格

- ①市内に3カ月以上住所があるか、市内に6カ月以上勤務している人
- ②税金等を滞納していない人
- ③現に同居している、または同居しようとする親族がある人
- ④入居予定者全員の収入月額合計が原則15万8千円以下の人
- ⑤住宅に困窮している人
- ⑥申込者及び同居人が暴力団員でないこと

名称	所在地	間取り
吉地団地	吉地 1143 番地	2DK、3DK
木部団地	木部 1000 番地	2DK
小篠原団地	小篠原 481 番地	3DK
永原第1団地	永原市有地	2DK、3DK
永原第2団地	永原官有地・市有地 553 番地 5	1DK、2DK、3DK (A棟以外募集停止中)
新上屋団地	上屋市有地	2DK、3DK
和田団地	小篠原 1940 番地 25	2DK、3DK

※入居募集は、「広報やす」及び市ホームページでお知らせします。

○市内の県営住宅については、滋賀県営住宅管理センター☎ 510 - 1500 へお問い合わせください。

開発行為

【問い合わせ】
建築住宅課
☎ 587 - 6322
FAX 587 - 6960

建物を建てるために土地を造成したり、敷地を広げたりする場合は、都市計画法に基づく開発許可や開発行為等に関する指導要綱に基づく協議が必要となる場合があります。特に、市街化調整区域では、建てられるものに制限がありますので事前にご相談ください。

家を新築したり増改築する場合は、法令によりさまざまな制限があります。そのため、工事を始める前に「建築確認申請書」を提出しなければなりません。

なお、建築確認申請については

滋賀県甲賀土木事務所管理調整課☎ 0748 - 63 - 6163

へお問い合わせください。

○建築確認が必要な建物

- ・新築の場合はすべて
- ・増改築は床面積 10 m²をこえるもの

空き家

【問い合わせ】

建築住宅課

☎ 587 - 6322

FAX 587 - 6960

道路・河川占用

【問い合わせ】

土木管理課

☎ 587 - 7020

FAX 587 - 6960

消防

【問い合わせ】

東消防署

(野洲市辻町)

☎ 587 - 1119

FAX 586 - 2266

東消防署出張所

(野洲市西河原)

☎ 589 - 3119

FAX 589 - 5421

空き家は、所有者が適正に管理する責任があります。

周辺に適正に管理されていない空き家がありお困りの場合は、お問い合わせください。所有者に対し、適切な処理をするよう助言等を行います。

また、空き家を解体される場合は、解体費用を一部補助する制度がありますので、ご相談ください。

空き家の賃貸・売却を希望する人が登録した情報を、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度（野洲市空き家バンク）がありますので、希望される人はご相談ください。

市が管理する道路または河川（水路を含みます）に埋設物及び工作物等を設置する場合は、道路占用または河川占用の許可を受ける必要があります。許可を受けなければ工事を行うことができませんので、事前にご相談ください。

なお、占用許可に伴い占用料が発生する場合があります。

◎火事・救急・救助は 119 番

火事・救急・救助など緊急のときは、「119」をダイヤルしてください。

◎救急安全センター事業（# 7119）

急な病気やケガで「救急車を呼んだ方がいいのか」等で判断に迷った時に、「# 7119」に電話することで救急電話相談を受けることができます。

◎消防業務

野洲市の消防業務は、湖南管内（野洲・草津・守山・栗東市）で組織する湖南広域消防局が所管し、主に東消防署及び東消防署出張所で行っています。

◎災害情報サービスダイヤル☎ 552 - 5000

湖南管内の災害情報、消防に関する情報をお伝えします。

◎救急医療情報

救急医療情報については、「医療ネット滋賀」ホームページをご覧くださいか、湖南広域消防局救急医療情報案内☎ 553 - 3799 へお問い合わせください。

◎NET119 緊急通報システム

聴覚や言語に障がいがある人がスマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用して素早く 119 番緊急通報を行うことができるシステムです。

利用には事前登録が必要で、利用できる対象者にも制約がありますので、詳しくは「湖南広域消防局」ホームページをご覧くださいか、湖南広域消防局災害管制課☎ 552 - 8119 へお問い合わせください。

◎野洲市消防団

市内在住・在勤の有志の人々で組織し、消防署と協力して、火災・災害発生時の消火・救助活動を行ったり、火災予防や広報活動に取り組んでいます。

団本部のほか、中里分団、兵主分団、野洲分団、北野分団、三上分団、祇王分団、篠原分団、YFL 分団（やすファイアレディース）の各分団があります。

満 18 歳以上で入団希望の人は、東消防署☎ 587 - 1119 へお問い合わせください。

13 各種相談

総合相談

【問い合わせ】
市民生活相談課
☎ 587 - 6063
FAX 586 - 2177

◎市民総合相談窓口

日常生活でのさまざまな問題で困ったときは、まずこの窓口で何でもご相談ください。関係する窓口と連携して相談に応じます。相談内容によっては、専門機関をご紹介します。

- ・法律相談…毎月2回開催。1人30分予約制で弁護士、司法書士が相続・登記・不動産・家庭問題などの法律相談に応じます。(要予約)
- ・行政相談…原則毎月第3火曜日開催。国の行政サービスや手続きなどに関して行政相談委員が相談に応じます。
- ・税務相談…原則毎月第1金曜日開催。1人30分予約制で相続税等の国税に関して税理士が相談に応じます。(要予約)
- ・行政書士相談…原則毎月第2木曜日開催。1人30分予約制、公的書類の作成等に関して行政書士が相談に応じます。(要予約)
- ・社労士相談…原則毎週第2金曜日開催。1人60分予約制、社会保険労務士が労働相談や各種年金についての相談に応じます。(要予約)
- ・地域における法律相談…市民協働室及び各コミュニティセンターで開催。1人45分予約制で、弁護士、司法書士が相談に応じます。(要予約)

◎しごと・くらしの相談

仕事のこと・生活のこと・借金のことなど様々な悩み事をお受けします。相談支援員が悩み事に耳を傾け、寄り添いながら支援します。

- ・就労相談…「やすワーク」でハローワークの就職支援ナビゲーター、相談支援員が相談に応じます。
紹介状の発行（一般求人、障がい者求人）をはじめ、履歴書・面接指導、就活メイク指導、就活スーツの貸出、各種訓練制度の紹介など、多彩な支援メニューで就職のサポートをします。
※前日までに予約申し込みが必要です。
右の二次元コードまたは電話での予約が可能です。



オンライン予約

消費生活相談

【問い合わせ】
消費生活センター
☎ 587 - 6063
FAX 586 - 2177

◎消費生活相談

市の消費生活センターでは、消費生活相談員が消費生活に関するご相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをしています。秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

- ・悪質商法などのトラブル、欠陥商品、多重債務など

人権相談

【問い合わせ】

人権センター

☎ 587 - 4533

FAX 518 - 1860

◎人権擁護委員による人権なんでも相談所の開設

人権擁護委員は、人権の擁護に理解があるとして市長が推薦し、法務大臣から委嘱されている人です。野洲市では9人が、人権の大切さについて理解を深めてもらうために、人権相談などさまざまな活動を行っています。

年	相談日	時間	会場
令和 8年	4月20日(月)	10:00～12:00	人権センター
	5月18日(月)		
	6月1日(月)	10:00～12:00 12:00～14:00 14:00～16:00	人権センター (特設人権相談所)
	6月15日(月)	10:00～12:00	人権センター
	7月21日(火)		
	8月17日(月)		
	9月24日(木)		
	10月19日(月)		
	11月16日(月)		
	12月4日(金)		
令和 9年	1月18日(月)		
2月15日(月)			
3月15日(月)			

児童虐待・DV相談

【問い合わせ】
家庭児童相談室
☎ 587 - 6140
FAX 586 - 2176

◎児童虐待の相談（児童虐待の早期発見と防止のために）

虐待とは、保護者などによって子どもの心身を傷つけ、健やかな成長と発達を損なう行為です。親の愛情から行われた「しつけ」であっても、子どもにとって有害であれば、それは虐待といえます。たたく、閉じ込める、食事を与えない、ひどい言葉で傷つけるなどの行為も虐待です。もしかして…と思うことがあればご連絡ください。ご連絡いただいた内容が間違っていたとしても責任を問われることはありません。また、秘密は固く守ります。

◆滋賀県虐待ホットライン

滋賀県中央子ども家庭相談センター☎・FAX 562 - 8996（24時間対応）

◆児童相談所全国共通3桁ダイヤル☎ 189（いちはやく）（24時間対応）

◎ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談

DVとは、親密な関係にあるパートナーからの暴力のことをいいます。身体的な暴力だけでなく、精神的、性的、経済的などあらゆる暴力が含まれます。また、その暴力を見る子どもにも悪影響を及ぼします。あなたが怖いと感じたら、パートナーから離れたたいと感じたら、ひとりで悩まずご相談ください。

◆配偶者暴力相談支援センター

滋賀県中央子ども家庭相談センター☎ 564 - 7867（女性専用）

障がい者への虐待に関する相談支援

【問い合わせ】
地域生活支援室
（障がい者虐待
防止センター）
☎ 587 - 6169
FAX 586 - 2176

◎障がい者への虐待に関する相談支援

障がいのある人が安心して生活が送れるよう、地域で障がいのある人を見守りましょう。虐待を疑ったら、すみやかに通報・相談してください。通報・相談をした人の秘密は守られます。間違ってもかまいません。通報・相談は障がいのある人や養護者を守る支援の始まりです。

14 住民参加

コミュニティ活動

【問い合わせ】

自治防災課

☎ 587 - 6043

FAX 587 - 4033

◎協働のまちづくり

野洲市まちづくり基本条例に基づき、市民の知恵や力をいかし、誰もが気軽に市民活動ができる環境を創り出すとともに、市民・企業・行政の協働によるまちづくりを進めています。

◎自治会

自治会は地域の住民が相互に協力連携し防災活動、ごみ集積所の管理・清掃など自分たちの住むまちをよくしていこうとする組織です。自治会を通じて地域のコミュニティ活動に参加しましょう。

自治会加入については、自治会長に連絡してください。自治会長の連絡先がわからない場合は、自治防災課までお問い合わせください。

◎コミュニティセンター

市民が自主的に交流し、連携を図り、さまざまな市民活動を促進するための場を提供しています。ホールや会議室、調理室などを備え、サークル活動やコミュニティ活動の場として利用できます。

また各コミュニティセンターでは、教室、講座などを行っています。

利用方法などは、各コミュニティセンターへお問い合わせください。

施設名	所在地	電話・ファクス	休館日
コミュニティセンターぎおう	永原 463 番地	☎ 586 - 3200 FAX 587 - 6477	火・水
コミュニティセンターしのはら	大篠原 4024 番地 2	☎ 587 - 1444 FAX 587 - 5002	月・火
コミュニティセンターみかみ	三上 828 番地	☎ 586 - 5234 FAX 586 - 5236	水・木
コミュニティセンターきたの	市三宅 313 番地	☎ 586 - 2450 FAX 586 - 2451	水・木
コミュニティセンターやす	小篠原 2142 番地	☎ 586 - 3864 FAX 586 - 1348	月・火
コミュニティセンターなかさと	西河原 2366 番地 1	☎ 589 - 4740 FAX 589 - 5353	水・木
コミュニティセンターひょうず	六条 1509 番地 1	☎ 589 - 4010 FAX 589 - 6565	月・火

※休館日は上記以外に、12月28日～1月4日、祝日

※利用時間は午前9時～午後10時

【問い合わせ】

市民協働室

(市民協働センター)

☎ 518 - 0556

FAX 587 - 5976

市民活動に係る情報の収集や発信、市民活動団体等の交流や支援に関する相談、市民・企業・行政の連携などを推進しています。

施設名	所在地	開館時間	休館日
市民協働室 (市民協働センター)	辻町 410 番地 (野洲図書館本館内)	10:00 ～ 18:00	月曜日、祝日(土曜・日曜日の場合は開館、月曜日の場合は翌日)、第1木曜日、特別整理期間、年末年始

広報・広聴

【問い合わせ】

広報秘書課
(秘書係)

☎ 587 - 6036

FAX 586 - 2200

(シティプロモーション係)

☎ 587 - 6037

FAX 586 - 2200

◎「広報やす」

市の行政施策や事業、行事などを紹介する広報紙です。

月1回(1日)発行し、新聞折込みで配布しているほか、市内の公共施設や店舗等に設置しています。

また、LINE やアプリでもご覧いただけます。発行日にプッシュ通知でお知らせします。アプリの使用は無料ですが、通信料等は利用者の負担となります。
※新聞未購読で自主入手が困難な人については、希望により郵送でお届けしています。

◎「広報やす」市内設置場所

《市の公共施設》

市役所、北部合同庁舎、健康福祉センター、子育て支援センター、歴史民俗博物館、なかよし交流館、野洲川斎苑、市民交流センター、発達支援センター、人権センター、健康スポーツセンター「サンネス」、田園空間センター、文化ホール、総合体育館、中主 B&G 海洋センター、図書館、各コミュニティセンター

《その他の施設》

野洲駅、篠原駅、平和堂アル・プラザ野洲店、フレンドマート野洲栄店、ザ・ビッグエクストラ野洲店

◎野洲市 LINE 公式アカウント

市公式アカウントでは、イベント情報や暮らしに役立つ情報、災害情報などを配信しています。

メッセージを受け取るには、必ず受信設定を行ってください。

《友だち追加方法》

LINE アプリを起動し、二次元コードを読み取るか、LINE アプリ内「公式アカウント」から「野洲市」と検索し、友だち追加をしてください。



友だち追加

《受信設定方法》

- ①友だち追加直後、トーク画面に届く案内に従い、「野洲市メール配信サービス」へアクセス。
- ②受け取りたい情報の配信カテゴリを選択し、登録。

※過去に友だち追加をした人で、新たに市政情報を受信したい場合は、トーク画面上に任意の文字を入力・送信し、直後に返信される URL から「野洲市メール配信サービス」へアクセスし、設定変更してください。

◎アプリ「マチイロ」

- ①スマホやタブレットで二次元コードを読み込み、アプリ「マチイロ」をインストール
- ②「お住まいの地域」で「滋賀県野洲市」を登録



iPhone (iOS)



Android

◎広聴

市政へのご意見、まちづくりへの提言などを「市長への手紙」として、Eメール、ファクスなどでお伺いします。

《市長への手紙》

- ・Eメール 市ホームページのフォームから送信
- ・ファクス 586 - 2200
- ・通信箱 市役所本館ロビーに設置

市議会

【問い合わせ】

議会事務局

☎ 587 - 6034

FAX 586 - 4300

◎市議会のしくみ

市議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成され、市の予算や条例など重要な事柄を審議決定する機関です。

市議会は、年4回（3月、6月、9月、12月頃）開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

会議日程は、市ホームページでお知らせします。

◎本会議

議員全員が議場に集まって会議を行うものが「本会議」です。本会議では、まず議会に提案される議案の説明が行われ、次に議案を審議し、市議会の最終的な意思を決定（表決）する重要な役割もっています。

また、市政全般に対して議員が質問を行う場所でもあります。

◎委員会

市議会の最終的な意思決定は、本会議で行われますが、議案などの審議は、専門的かつ効率的な審査・調査が必要なため、委員会を設置して審査を行います。委員会には、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会があります。

◎議会の傍聴

市議会で行っている本会議、委員会、全員協議会は原則公開しています。受付はありませんので自由に議場または委員会室に入れます。

※傍聴される人は、会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為は禁止されていますので傍聴席では静粛に願います。

◎インターネット映像配信

本会議の映像をインターネットで配信しています（スマートフォンでもご覧いただけます）。映像は、ライブ配信と録画配信があります。

◎議会出前懇談会

市議会では、市政の重要課題等をテーマに、おおむね5人以上の市内在住または在勤の人で構成する団体やグループを対象に、議員が出向いて市民の皆さんのご意見等を直接お聴きする「出前懇談会」を年間通して実施しています。

（開催希望日の20日前までに申し込みが必要です。議会の会期中にあっては、開催が困難となる場合があります。）

◎「やす市議会だより」

市民の皆さんに「やす市議会だより」を年4回（5月、8月、11月、2月）、議会での審議状況・議員の質問の概要を掲載し発行しています。新聞折り込みで配布しているほか、市ホームページ、LINE やアプリでもご覧いただけます。

「やす市議会だより」の設置場所、新聞未購読で自主入手が困難な場合、LINE やアプリの利用方法については、58 ページ **広報・広聴** ◎「広報やす」と同様です。

◎選挙権

満18歳以上の日本国民に選挙権があります。また18歳以上で引き続き3か月以上、野洲市に住所を有している人は、野洲市の選挙人名簿に登録されます。選挙の時、野洲市で投票するにはこの選挙人名簿に登録されていなければなりません。

◎投票所

投票所は、行政区ごとに決まっており、市ホームページに常時掲載しています。選挙の告示（公示）以降に選挙管理委員会から投票所入場券を郵送しますので、投票に行く際には持参してください。

なお、投票所入場券がなくても本人と確認できる場合は、投票ができます。

◎期日前投票

選挙当日、投票に行けない人は、期日前投票所において事前に投票することができます。投票所及び投票時間は、選挙の前に「広報やす」などでお知らせします。

選挙

【問い合わせ】

選挙管理委員会
事務局

☎ 587 - 6038

FAX 587 - 4033

15 各種オンライン申請など

オンライン申請

【問い合わせ】
各手続きの問い合わせ先は、各ホームページをご覧ください。

◎手続きガイド

転入・転出・転居・出生・結婚・離婚・死亡・氏名変更の8つのライフイベントに関し、いくつかの質問にお答えいただくことにより、利用者毎に必要な手続きをご案内します。

<https://ttzk.graffer.jp/city-yasu>



手続きガイドホームページ

◎各種オンライン申請

来庁あるいは郵送等で行っていただいていた行政手続き等の一部は、オンラインでの受け付けが可能です。

証明書等を発行する際に手数料等が必要になる手続きは、クレジットカード情報を入力していただくことでオンライン上で支払いをすることができます。

<https://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/johosystem/1627515870632.html>



各種オンライン申請ホームページ

野洲市マップ

野洲市マップでは、ごみ集積所マップ、子育て支援マップ、施設・公園マップ、地域資源（医療機関・歯科・薬局）マップなど、施設、防災、福祉、都市計画など様々な野洲市の行政地図情報をインターネットから閲覧することができます。

◎利用方法

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、モバイル端末からご利用いただけます。

■スマートフォン・タブレットからの利用

<https://www2.wagmap.jp/yasu-sp>

■パソコンからの利用

<https://www2.wagmap.jp/yasu>



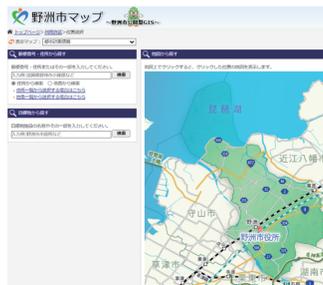
野洲市マップ

◎閲覧方法

Step1. マップを選ぶ



Step2. 場所を選ぶ



Step3. 施設などを選ぶ



縮尺を自由に指定して地図を印刷できます。

●発行

野洲市役所広報秘書課

☎ 587 - 6037 FAX586 - 2200